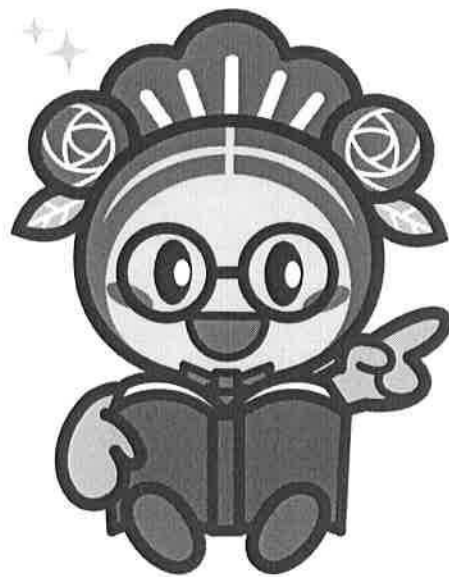


松原市民図書館

# 活動報告

2018年度



## はじめに

本市における図書館活動は、昭和45年の「雨の日文庫」（家庭文庫）の発足により始まった。図書館は建物ではなくシステムであるという認識のもとに、昭和49年自動車図書館の発足、引き続き、分室・分館の開設等によりシステムの拡充をはかり、“どこでも、誰でも”が利用できる図書館サービスにとりくんできた。だが、今日では、ライフスタイルの変化に伴い、必ずしも多くの市民が求める図書館像とは一致しなくなってきた。平成25年5月の松原市図書館適正配置等検討委員会の答申の内容を踏まえ、平成29年7月に松原市新図書館建設方針を策定し、市民のニーズに合った新しい出会いのある新図書館の完成に向けて建設を進めている。

### 市民図書館の基本的考え方

(1) 市民図書館は、AV資料（CD・DVD等）を含め資料の貸出をサービスの中核とする。

#### <個人貸出>

読書案内、予約サービスの継続的・発展的な実践によって、六つの地域館で構成される図書館サービスシステムにより市全域でのサービスに努める。

#### <団体貸出>

市内で活動する家庭・地域文庫をはじめ、福祉施設・学校・幼稚園・保育所・事業所・病院・市民サークル等への団体貸出の促進に努める。また、学校図書館や市民の読書振興に努める団体と連携を密にし、おはなし会や図書館紹介オリエンテーションを通じ、児童生徒の読書の普及に努める。

(2) 障害者・病人・高齢者に対するサービス

図書館への来館が困難な市民に対し、配本車による自宅・施設（病院・老人ホーム等）への直接配本サービスの充実を図る。視覚障害者には、大活字本の整備・対面朗読・自宅へ出向いてのリーディングサービス並びに録音資料の郵送提供等、障害者のニーズに沿ったサービスに努める。また、全国の関係施設が所蔵する点字・録音資料の資料検索システムを使い、幅広い資料の提供にも努める。

(3) 調査・研究への援助

市政郷土資料・参考資料を整備し、調査相談業務の充実に努める。

(4) 蔵書情報提供の推進

松原図書館をはじめ市内各地域館に設置の利用者用資料検索コンピュータによる情報提供のほか、個人がインターネットを通じて、蔵書情報検索サービスを利用できるシステムを推進する。

(5) 各種事業（講座・講演会）の充実

絵本とおはなし講座や様々な講演会等を市民参加のもとに積極的に開催し、市民の生涯学習にふさわしい事業として、他の関連施設と協力し市民文化の向上に努める。

(6) 乳幼児サービスとして、赤ちゃんと保護者への読み聞かせ等を行い、絵本を介して赤ちゃんとおふれあうことの大切さを伝える。

(7) 市民の幅広い要求に応えるため図書館資料の充実はもとより、国立国会図書館をはじめ、大阪府立図書館や近隣公立図書館とも連携を図りながら資料提供に努める。

(8) プラネタリウム

現在休止中。

(9) 集会室

松原図書館・恵我図書館においては単独の集会室設備を備えており、図書館が行う事業だけでなく、地域の方々の自主的な活動の場を提供する。

# 目 次

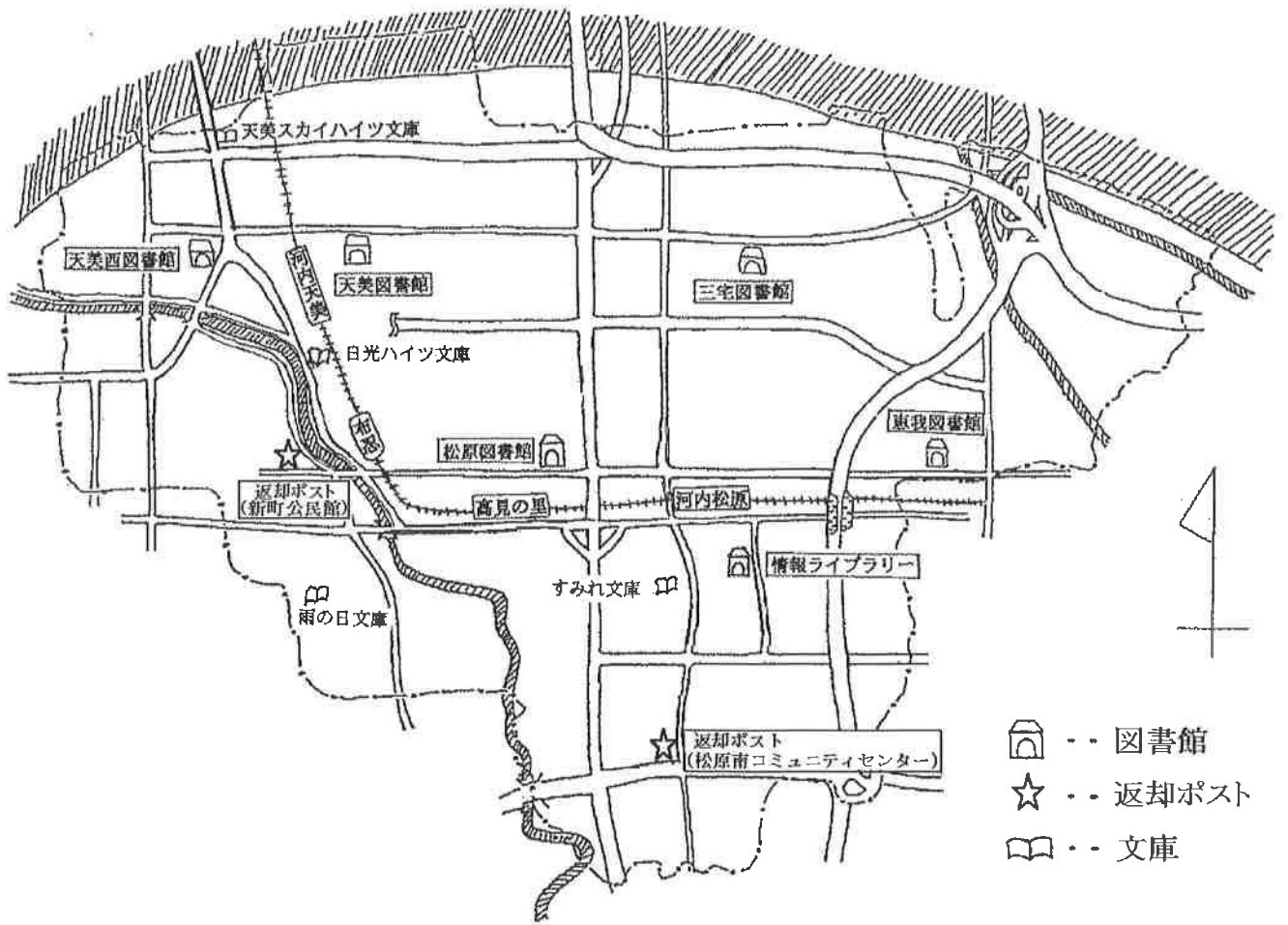
	ページ
(1) あゆみ	1
(2) 図書館・文庫システムマップ	3
(3) 施設の概要	4
(4) 松原市民図書館機構図並びに職務分担表	5
(5) 職員研修	6
(6) 蔵書	7
(7) 利用	10
(8) フリーサービス（障害者サービス）	16
(9) 集会室の利用状況	19
(10) 文化活動（講座・講演会）	19
(11) 資料展示	23
(12) 子どもに対する活動	24
(13) 学校との連携	26
(14) 刊行物	27
(15) 予算	28
(16) 図書館協議会	28
(17) 子ども文庫及び関連団体	29
(18) 市民図書館アシスト倶楽部	29
(19) まつばら電子図書館（電子書籍サービス）	30
(20) プラネタリウム	30
※付録	
松原市図書館条例	31
松原市民図書館管理運営規則	34
松原市民松原図書館集会室に係る自習室利用事業実施要綱	41
松原市民図書館における電子書籍の利用に係る管理運営に関する要綱	43
松原市民図書館ボランティア活動要綱	45
松原市民プラネタリウム館条例	50
松原市民プラネタリウム館管理運営規則	51
松原市図書館適正配置等検討委員会規則	54

## (1) あゆみ

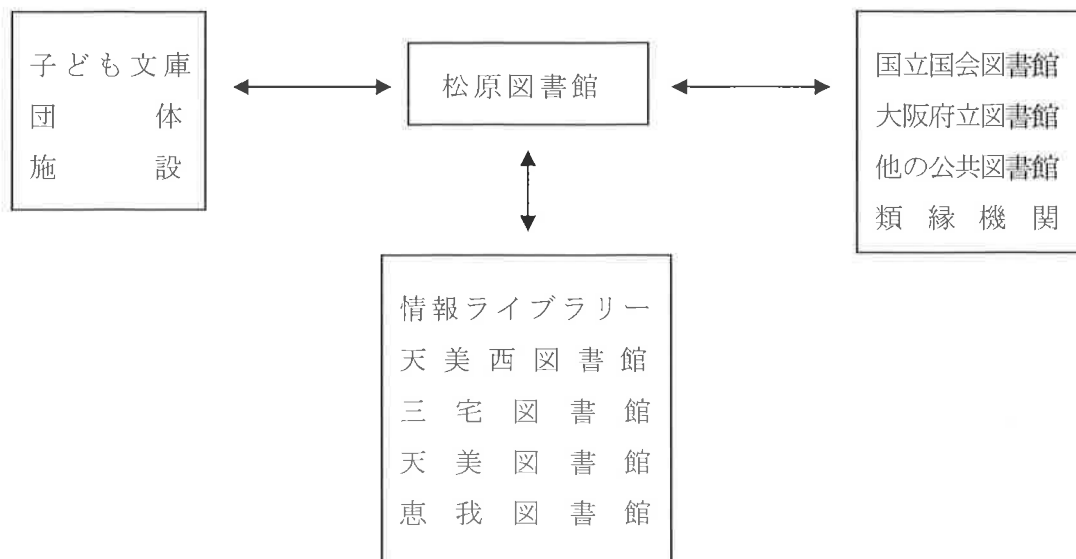
- 1970年(昭和45) 7月、「雨の日文庫」誕生
- 1972年(昭和47) 4月、松原子ども文庫連絡会発足
- 1973年(昭和48) 7月、中央公民館内に地域文庫“松ぼっくり”誕生
- 1 1月、松原市自動車図書館運営と将来計画委員会発足
- 1974年(昭和49) 4月、自動車図書館12駐車場で発足  
地域文庫“松ぼっくり”市へ移管、市立中央公民館内に公民館図書室として開設
- 1975年(昭和50) 1月、「松原市図書館設置計画審議会」発足
- 1976年(昭和51) 6月、配本車受贈(松原ライオンズクラブより)  
7月、市立天美公民館内に図書室開設(条例制定後は分室)
- 1 1月、「図書館設置計画審議会答申」が出される
- 1977年(昭和52) 4月、「松原市図書館条例」「松原市民図書館管理運営規則」公布  
松原市民図書館発足、中央公民館図書室を松原駅前分館としてシステムの本拠地とする。布忍公民館内に布忍分室開設
- 1978年(昭和53) 5月、布忍分室休室  
7月、三宅公民館内に三宅分室開設
- 1979年(昭和54) 4月、布忍分室を新町分室として再開設
- 1980年(昭和55) 7月、松原図書館開館、プラネタリウム館開館  
コンピュータシステム導入(日本メモレックス)
- 1981年(昭和56) 5月、天美図書館開館  
6月、障害者サービス(フリーサービス)開始  
8月、自動車図書館買い換え
- 1982年(昭和57) 5月、恵我図書館開館
- 1984年(昭和59) 5月、三宅図書館開館(三宅分室閉室)
- 1985年(昭和60) 4月、松原図書館書誌情報検索システム稼働(ハネウエル)  
5月、松原南図書館開館、並びに松原図書館とオンライン稼働  
10月、新町分室、西除川改修工事のため休室(～昭和61年3月)
- 1986年(昭和61) 5月、全地域館オンライン稼働  
1 2月、配本車受贈により更新(松原ライオンズクラブより)
- 1988年(昭和63) 6月、天美西図書館開館(5月 天美分室閉室)
- 1990年(平成2) 1 2月、CDの貸出開始
- 1991年(平成3) 2月、松原駅前分館、移転のため休館  
3月、松原小学校内に松原分館開館(松原駅前分館閉館)  
9月、市立老人福祉センターへの団体貸出開始
- 1992年(平成4) 3月、恵我図書館研修室整備完了
- 1993年(平成5) 7月、コンピュータシステム入れ換え(NECS)  
利用者用資料検索コンピュータ設置  
1 1月、情報ライブラリー開館(10月 松原分館閉館)
- 1994年(平成6) 8月、ビデオの貸出開始
- 1995年(平成7) 1月、パソコン通信による蔵書検索サービス開始  
1 1月、配本車受贈により更新(松原ライオンズクラブより)  
聴覚・言語不自由者対象にFAXによる予約・問い合わせ受付開始

- 1996年(平成8) 4月. パソコン通信による蔵書検索サービス時間延長(22時まで)
- 1997年(平成9) 3月. 利用者用資料検索コンピュータの更新  
7月. 自動車図書館買い換え
- 1999年(平成11) 4月. 集会室・プラネタリウムの利用にあたって障害者減免を実施
- 2000年(平成12) 4月. 新町図書館開館(2月 新町分室閉室)
- 2003年(平成15) 1月. コンピュータシステム入れ替え(富士通)  
インターネットによる蔵書検索サービス開始(パソコン通信による蔵書検索サービス停止)  
2月. 集会室予約システム稼働
- 2004年(平成16) 2月. 松原図書館の開館時間を延長(10時～17時→10時～19時、火～金のみ)  
館内整理休館を月末日から第3木曜日に変更
- 2005年(平成17) 4月. 松原図書館の土・日曜及び各地域館の開館時間を延長(10時～17時→10時～17時30分)
- 2006年(平成18) 4月. 阪南大学図書館と相互利用を開始
- 2007年(平成19) 3月. 自動車図書館廃止  
4月. 松原図書館祝日開館を実施(ただし、月曜と第3木曜を除く)  
(開館時間は10時～17時30分)
- 2009年(平成21) 3月. 松原市子ども読書活動推進計画策定  
4月. 大阪市と図書館の相互利用を開始
- 2011年(平成23) 3月. 「これからの松原市民図書館のあり方について」答申(松原市民図書館協議会)  
6月. 松原市図書館適正配置等検討委員会発足  
9月. 市民図書館アシスト倶楽部(図書館ボランティア)発足  
11月. DVDの貸出開始
- 2012年(平成24) 7月. 中部9市(八尾市、柏原市、東大阪市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市)で図書館の相互利用を開始
- 2013年(平成25) 5月. 「図書館の適正配置及び規模、ならびに市民サービスの充実などについて」答申(松原市図書館適正配置等検討委員会)
- 2014年(平成26) 3月. プラネタリウム館休止  
10月. まつばら電子図書館運用開始(7月より試行)
- 2015年(平成27) 4月. 新町図書館廃止(4月1日付けで廃止)  
松原南図書館休止(4月1日より)
- 2016年(平成28) 6月. 松原南図書館廃止(6月29日付けで廃止)  
9月. 松原南コミュニティーセンターで予約資料の受取サービスを開始
- 2017年(平成29) 4月. 松原市新図書館建設に係る事業者選定委員会発足  
7月. 「松原市新図書館建設方針」策定  
10月. 新町公民館で予約資料の受取サービスを開始  
12月. 松原市新図書館建設に係る優先交渉権者の決定  
南河内3町村(千早赤阪村、太子町、河南町)の図書館及び図書室との相互利用を開始
- 2018年(平成30) 11月. 松原市新図書館建設工事着工

## (2) 図書館・文庫システムマップ



〈図書館サービスのネットワーク〉



### (3) 施設の概要

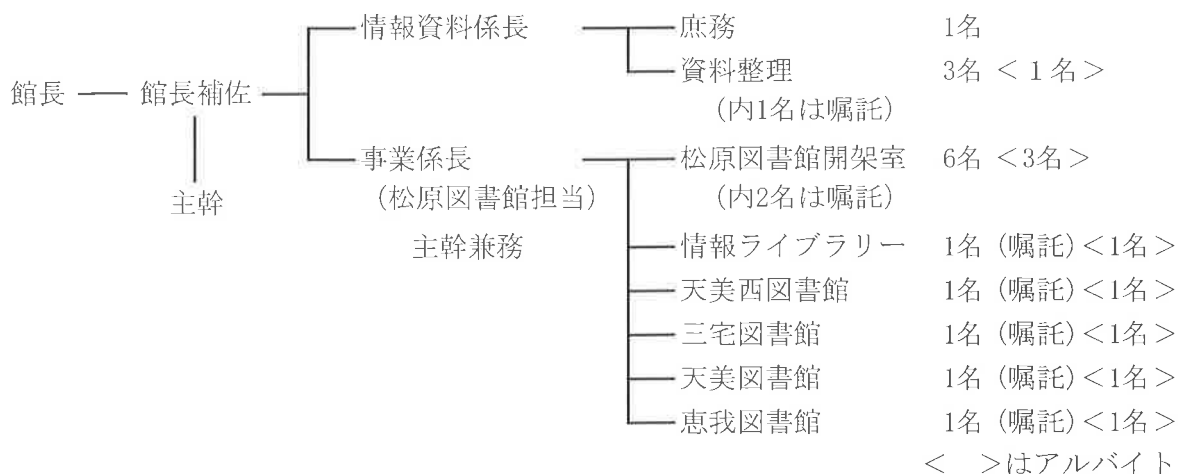
名称	所在地		構造 形態	規模 (敷地面積)	施設概要
	設立年	用地費 千円			
松原 図書館	〒580-0044 田井城1-2-23 TEL334-8060 FAX330-1475		RC. 単独	1,550.98m <sup>2</sup> (1,704.14m <sup>2</sup> )	開架貸出室.集会室.事務室 会議室.書庫.作業室.車庫 プラネタリウム室
	1980年	131,798			
情報 ライブラリー	〒580-0016 上田7-11-19 TEL&FAX335-4000		RC. 併設	194.53m <sup>2</sup> (1,400.00m <sup>2</sup> )	開架貸出室.事務室
	1993年	—			
天美西 図書館	〒580-0034 天美西1-18-28 TEL&FAX330-0551		RC. 併設	346.09m <sup>2</sup> (600.04m <sup>2</sup> )	開架貸出室.事務室
	1988年	50,182			
三宅 図書館	〒580-0046 三宅中3-17-15 TEL&FAX332-8560		RC. 併設	314.09m <sup>2</sup> (1,055.00m <sup>2</sup> )	開架貸出室.事務室
	1984年	—			
天美 図書館	〒580-0032 天美東7-103 TEL&FAX336-7300		RC. 併設	335.07m <sup>2</sup> (542.34m <sup>2</sup> )	開架貸出室.事務室.お話室
	1981年	無償貸与			
恵我 図書館	〒580-0003 一津屋1-10-15 TEL&FAX333-2020		RC. 併設	550.62m <sup>2</sup> (1,732.99m <sup>2</sup> )	開架貸出室.集会室.事務室
	1982年	45,228			



## (4) 松原市民図書館機構図並びに職務分担表

(機構図)

(2019年4月現在)



正規職員(再任用を含む) 11名

アルバイト職員 9名

嘱託職員 8名

※アルバイト職員数は実人数を記載しています。

(職務分担表)

(2019年4月現在)

資料整理 カウンター業務	図書の発注・受入 / AV資料の発注・受入 資料の貸出・返却、選書 レファレンス その他奉仕に関すること
図書選定委員会 相互貸借	図書・AV資料の選択 他市・他府県の図書館との協力貸出窓口 申込の発信・受信、貸出・返却
フリーサービス委員会	視覚障害者への資料の貸出・返却 来館が困難な利用者への宅配 ボランティアへの協力 その他障害者サービスに関すること
学校との連携協力委員会	小学校3年生を対象とした図書館見学の実施 中学生を対象とした職業体験の実施 学校図書館への協力
絵本とおはなし 講演・講座 図書館広報	子どもの読書に関わる講座の企画・運営 講演会・講座・図書館まつりの企画・運営 「かわちもめん」(館報)の編集・発行 「広報まつばら」(市の広報紙)及び、その他広報紙との連携
活動報告 コンピュータ業務	ホームページ更新 活動報告の作成 新着案内各種リスト及び月報・年報等各種統計の作成 蔵書点検 / その他システムに関すること
電子書籍サービス	コンテンツの選定・発注・検証 / コンテンツ紹介画面の管理 統計管理 / その他電子書籍に関すること
アシスト倶楽部	図書館ボランティアへの協力呼びかけ 登録と手配

## (5) 職員研修

主催	テーマ	月日	場所
大阪公共図書館協会	平成30年度大阪公共図書館協会「障がい者サービス【接遇・基本】研修」	5月18日	大阪府立中央図書館
	平成30年度 大阪公共図書館協会総会	5月24日	大阪府立中央図書館
	平成30年度第1回大阪公共図書館協会研修会「公共図書館としての次の地震に備えてすべきこと」	10月5日	大阪市立中央図書館
	平成30年度第2回大阪公共図書館協会研修会「まち人 オガール 図書館～紫波町図書館の取り組みから学ぶまちづくりと図書館」	11月7日	大阪市立中央図書館
	大阪公共図書館大会「自然災害から図書館を守る」	12月6日	大阪府立中央図書館
大阪府立中央図書館	平成30年度公立図書館と学校との合同研修「行列ができる学校図書館に改装しよう-子どもと学校を活性化させる学校図書館づくり」	8月10日	大阪府立中央図書館
	平成30年度大阪公共図書館協会 障がい者サービス実務研修 第1回「障がい者用資料を理解しよう」	10月4日	大阪府立中央図書館
	平成30年度大阪公共図書館協会 障がい者サービス実務研修 第2回「図書館員として知っておきたいDAISYの知識と技術」	11月15日	大阪府立中央図書館
大阪府教育委員会	平成30年度大阪府図書館司書セミナー【基本編】 「若手図書館員のためのレファレンス入門」「若手図書館員のための接遇入門」	7月20日	大阪府立中央図書館
大阪府教育庁	平成30年度大阪府図書館司書セミナー 「図書館資料の修理」	10月12日	大阪府立中央図書館
	「障がい者サービス」－図書館における知的障がいのある人への合理的配慮の取り組みや接遇	11月9日	大阪府立中央図書館
近畿視覚障害者情報サービス研究協議会	平成30年度図書館サービス委員会 第2回	8月3日	大阪市立早川福祉会館
	〃 第4回	11月29日	日本ライトハウス情報文化センター
図書館流通センター(TRC)	図書館のためのブックフェア2018「興味を育む英語の本棚づくり～初めの一歩はこの絵本から」	11月21日	味覚糖UHA館

## (6) 蔵書

〈年度別蔵書数の推移〉

年	冊数 (内児童書)
1974	22,011 ( 8,623)
1975	35,304 ( 15,546)
1976	49,066 ( 23,470)
1977	67,913 ( 33,192)
1978	84,911 ( 41,162)
1979	130,095 ( 57,848)
1980	166,452 ( 73,612)
1981	198,623 ( 87,250)
1982	219,839 ( 91,405)
1983	245,839 ( 99,992)
1984	267,573 ( 108,884)
1985	301,756 ( 121,437)
1986	317,982 ( 127,890)
1987	351,576 ( 138,606)
1988	341,386 ( 124,648)
1989	365,760 ( 132,320)
1990	384,303 ( 135,944)
1991	401,108 ( 139,978)
1992	415,145 ( 143,013)
1993	426,817 ( 145,206)
1994	441,509 ( 148,185)
1995	457,109 ( 151,370)
1996	469,074 ( 154,593)
1997	466,809 ( 157,585)
1998	474,228 ( 160,153)
1999	482,297 ( 161,533)
2000	483,726 ( 164,154)
2001	486,279 ( 166,393)
2002	495,091 ( 169,246)
2003	500,455 ( 165,862)
2004	493,536 ( 164,596)
2005	500,902 ( 166,993)
2006	500,699 ( 169,270)
2007	506,297 ( 171,514)
2008	484,285 ( 171,376)
2009	491,038 ( 173,770)
2010	480,175 ( 163,538)
2011	473,145 ( 160,530)
2012	456,895 ( 158,149)
2013	443,736 ( 155,088)
2014	429,684 ( 152,955)
2015	393,344 ( 135,515)
2016	395,178 ( 135,139)
2017	393,952 ( 135,208)
2018	398,784 ( 134,455)

〈館別図書冊数〉

館別開架図書冊数	
松原図書館	82,000
情報ライブラリー	29,000
天美西図書館	38,000
三宅図書館	29,000
天美図書館	36,000
恵我図書館	33,000
書庫	119,000
*上記の数は概数	

(2019年2月現在)

\*各図書館の書架上の冊数

〈図書以外の資料〉

種別	所蔵数
C D	9,438
ビデオテープ	457
DVD	392

(2019年3月末現在)

〈新聞〉

紙名	所蔵館
朝 日 新 聞	1・4
産 経 新 聞	1・2
毎 日 新 聞	1・6
読 売 新 聞	1・7
日 本 経 済 新 聞	1・3
サンケイスポーツ	4
スポーツニッポン	2
スポーツ報知	6
デイリースポーツ	7
日刊スポーツ	1・3
しんぶん赤旗	1
公 明 新 聞	1
社 会 新 報	1
自 由 民 主	1
民 進 プ レ ス	1
そ の 他 官 報	1

所蔵館番号

- 1 松原図書館
- 2 情報ライブラリー
- 3 天美西図書館
- 4 三宅図書館
- 6 天美図書館
- 7 恵我図書館

(2019年4月現在)

〈雑誌〉

No. 雑誌名	No. 雑誌名	No. 雑誌名
1 AERA(アエラ)	19 えんぶ	37 群像
2 明日の友	20 オートバイ	38 芸術新潮
3 アニメージュ	21 オール読物	39 月刊カラオケファン
4 あまから手帖	22 オレンジページ	40 月刊碁ワールド
5 anan(アンアン)	23 カジカジ	41 月刊社会教育
6 アンドプレミアム	24 かぞくのじかん	42 現代詩手帖
7 一枚の絵	25 学校図書館	43 現代の図書館
8 一個人	26 家庭画報	44 COTTON TIME(コットンタイム)
9 田舎暮らしの本	27 キネマ旬報	45 コドモエ
10 with(ウィズ)	28 NHKきょうの健康	46 子供の科学
11 UOMO(ウオモ)	29 NHKきょうの料理	47 ゴルフダイジェスト
12 栄養と料理	30 きょうの料理ビギナーズ	48 SAPIO(サピオ)
13 eclat(エクラ)	31 Ku:nel(クウネル)	49 サライ
14 エコノミスト	32 Goods Press(グッズプレス)	50 サンキュ!
15 ESSE(エッセ)	33 クーヨン	51 JTB時刻表
16 LDK(エルディーケー)	34 CLASSY.(クラッシー)	52 週刊金曜日
17 園芸ガイド	35 CREA(クレア)	53 週刊ダイヤモンド
18 演劇界	36 クロワッサン	54 週刊東洋経済

No. 雑誌名	No. 雑誌名	No. 雑誌名
55 NHK趣味の園芸	87 陶遊	119 プレジデント
56 ジュリスト	88 図書館雑誌	120 文學界
57 NHK将棋講座	89 driver(ドライバー)	121 文藝春秋
58 小説新潮	90 ニコプチ	122 Baby-mo(ベビモ)
59 小説推理	91 日経WOMAN(ウーマン)	123 pen(ペン)
60 小説すばる	92 日経おとなのOFF	124 VOCE(ボーチェ)
61 人権と部落問題	93 日経TRENDY(トレンディ)	125 盆栽世界
62 新潮	94 日経PC21	126 毎日が発見
63 すてきにハンドメイド	95 日経ヘルス	127 Mart(マート)
64 STORY(ストーリー)	96 日経マネー	128 marisol(マリソル)
65 住まいの設計	97 日本カメラ	129 ミセス
66 相撲	98 日本児童文学	130 ミセスのスタイルブック
67 正論	99 ニュースウィーク日本版	131 mini(ミニ)
68 世界	100 Newton(ニュートン)	132 みんなの図書館
69 川柳マガジン	101 のびのび子育て	133 みんなのねがい
70 装苑	102 non-no(ノンノ)	134 MOE(モエ)
71 ソトコト	103 俳句	135 やさい畑
72 Diamond ZAi (ダイヤモンドザイ)	104 BAILA(バイラ)	136 山と溪谷
73 ダ・ヴィンチ	105 HERS(ハーズ)	137 ゆうゆう
74 食べものの文化	106 母の友	138'ヨガジャーナル日本版
75 短歌研究	107 ハルメク	139 ラジオ深夜便
76 淡交	108 25ans(ヴァンサンカン)	140 LEE(リー)
77 danchu(ダンチュウ)	109 美術の窓	141 リンネル
78 ちいさいなかま	110 美的(BITEKI)	142 歴史街道
79 CHANTO(チャント)	111 BE-PAL(ビーパル)	143 歴史人
80 中央公論	112 ViVi(ヴィヴィ)	144 レタスクラブ
81 創	113 婦人画報	145 レディブティック
82 Discover Japan (ディスカバージャパン)	114 婦人公論	146 ROCKIN' ON JAPAN (ロッキングオンジャパン)
83 デジタルカメラマガジン	115 FRaU(フラウ)	
84 鉄道ジャーナル	116 部落解放	
85 Tennis Magazine (テニスマガジン)	117 PLUS 1 Living(プラスワンリビング)	
86 天文ガイド	118 BRUTUS(ブルータス)	

(2019年4月現在)

## (7) 利用

〈年度別貸出冊数〉

年度	総貸出冊数 (冊)	
1974	1 5 3, 6 9 7	自動車図書館開始
1975	1 9 6, 2 6 5	
1976	2 3 0, 2 6 0	天美分室開室
1977	3 6 1, 0 9 5	布忍分室開室
1978	3 4 3, 5 4 4	布忍分室休室、三宅分室開室
1979	4 0 5, 0 3 2	新町分室開室
1980	5 1 8, 2 2 2	松原図書館開館
1981	6 2 7, 1 5 0	天美図書館開館
1982	6 7 5, 9 6 1	恵我図書館開館
1983	6 3 9, 5 8 4	
1984	6 4 0, 6 0 8	三宅分室閉室、三宅図書館開館
1985	6 2 8, 2 4 4	松原南図書館開館、新町分室半年休室
1986	5 8 2, 4 0 5	
1987	5 7 7, 5 8 8	
1988	5 8 0, 8 4 8	天美分室閉室、天美西図書館開館
1989	5 6 2, 9 0 2	
1990	5 8 5, 9 2 1	松原駅前分館閉館、松原分館開館
1991	5 9 0, 8 5 0	
1992	6 2 9, 0 1 1	
1993	6 2 5, 3 6 3	松原分館閉館、情報ライブラリー開館
1994	6 8 2, 1 5 4	
1995	7 0 0, 2 5 5	
1996	6 7 1, 1 7 6	
1997	6 8 4, 7 1 5	
1998	7 4 3, 7 7 7	
1999	7 6 3, 4 5 0	新町分室閉室
2000	7 4 6, 4 6 7	新町図書館開館
2001	7 0 8, 5 8 2	
2002	7 0 3, 0 5 4	
2003	6 9 7, 6 3 0	
2004	6 7 0, 2 8 6	
2005	6 6 5, 8 7 1	
2006	6 5 9, 2 9 1	
2007	6 6 2, 8 0 3	
2008	6 9 3, 0 7 4	
2009	7 0 4, 0 9 1	
2010	6 8 8, 0 5 2	
2011	6 5 4, 5 4 5	
2012	6 2 4, 5 7 3	
2013	5 8 0, 4 8 8	
2014	5 3 6, 7 2 8	
2015	5 1 1, 9 4 0	新町図書館廃止、松原南図書館休止
2016	4 9 1, 3 1 8	松原南図書館廃止
2017	4 7 2, 2 5 4	
2018	4 5 7, 1 5 3	

〈予約受付・処理状況〉

〈CD・ビデオ・DVD貸出状況〉

CD	ビデオテープ	DVD
1 4, 9 6 2	1 1 3	3, 7 8 9

受付件数	処理件数
4 4, 8 3 0	4 5, 1 7 6

※受付件数と処理件数の差は  
年度をまたがるためである。

〈年度別利用者数の推移〉

年度	利用者数	内児童	指数	人口	利用率
1974	11,215		100	130,363	8.6
1975	11,663		104	133,088	8.3
1976	12,864		115	134,876	9.5
1977	13,701		122	136,400	10.0
1978	12,336		110	135,860	9.1
1979	13,222		119	135,624	9.8
1980	20,689		184	135,984	15.2
1981	22,902		204	135,921	16.8
1982	25,864		231	136,094	19.0
1983	25,304		226	135,971	18.6
1984	26,001	14,970	232	136,738	19.0
1985	26,962	14,985	241	136,590	19.7
1986	25,913	13,555	240	136,627	19.0
1987	24,422	11,922	218	136,851	17.8
1988	24,071	11,124	215	136,456	17.6
1989	22,665	10,030	202	136,190	16.6
1990	21,420	8,774	191	135,841	15.8
1991	21,045	8,680	188	135,411	15.5
1992	21,842	8,092	195	134,659	16.2
1993	21,258	7,616	190	134,243	15.8
1994	22,149	7,233	197	134,112	16.5
1995	22,511	7,160	201	134,426	16.7
1996	23,459	6,994	209	134,800	17.4
1997	22,676	6,800	202	134,435	16.9
1998	23,833	6,107	213	134,153	17.8
1999	23,921	7,121	213	133,725	17.9
2000	23,497	5,772	210	133,216	17.6
2001	22,087	6,561	197	132,533	16.7
2002	※				
2003	22,645	6,167	202	130,590	17.3
2004	21,718	6,315	194	129,833	16.7
2005	20,672	5,646	184	129,077	16.0
2006	20,215	5,394	180	127,910	15.8
2007	19,366	5,123	173	127,386	15.2
2008	19,450	4,852	173	127,085	15.3
2009	18,999	4,762	169	126,432	15.0
2010	18,726	4,691	167	125,771	14.9
2011	17,653	4,409	157	124,920	14.1
2012	17,449	4,122	156	123,991	14.1
2013	16,127	4,014	144	123,270	13.1
2014	14,821	3,505	132	122,482	12.1
2015	13,508	2,923	120	121,730	11.1
2016	12,789	2,535	114	121,125	10.6
2017	11,976	2,287	107	120,575	9.9
2018	10,557	2,211	94	119,864	8.8

(注) 1. 利用者数は、総登録者のうち当該年度内に資料の貸出しを受けた人数。  
 2. 図書利用カードは、市内すべてのサービスポイントで共通のため地域館別の利用者数は把握できない。

※コンピュータシステム変更のため、利用者数は集計できず。

<参考> 2002年度末の総登録者数  
 85,047人(内児童 12,324人) 人口 131,803人

〈館別貸出状況〉

館	貸出点数						合計
	一般書	児童書	雑誌	CD	ビデオ	DVD	
松原図書館	131,203	56,814	9,060	5,322	33	2,066	204,498
情報ライブラリー	43,775	25,010	2,729	3,567	4	446	75,531
天美西図書館	39,691	11,527	2,130	2,011	56	323	55,738
三宅図書館	18,034	12,858	1,323	738	3	273	33,229
天美図書館	39,940	14,543	1,721	1,755	11	292	58,262
恵我図書館	31,778	13,026	1,991	1,569	6	389	48,759
計	304,421	133,778	18,954	14,962	113	3,789	476,017

新町公民館	30	4	3	0	0	0	37	*
松原南コミュニティセンター	174	94	30	5	0	4	307	*

館	貸出人数			予約	
	～14歳	15歳～	合計	受付件数	処理件数
松原図書館	4,483	46,703	51,186	15,934	15,886
情報ライブラリー	2,384	16,494	18,878	8,808	8,913
天美西図書館	1,299	14,032	15,331	5,530	5,494
三宅図書館	1,839	7,428	9,267	3,012	3,210
天美図書館	1,520	15,523	17,043	6,701	6,903
恵我図書館	1,308	12,058	13,366	4,845	4,770
計	12,833	112,238	125,071	44,830	45,176

※予約の受付件数と処理件数の差は、年度をまたがるためである。

新町公民館	5	18	23	*
松原南コミュニティセンター	18	175	193	*

館	月平均	月平均	日平均	日平均	開館 日数
	貸出点数	貸出人数	貸出点数	貸出人数	
松原図書館	17,042	4,266	693	174	295
情報ライブラリー	6,294	1,573	268	67	282
天美西図書館	4,645	1,278	198	54	282
三宅図書館	2,769	772	118	33	282
天美図書館	4,855	1,420	207	60	282
恵我図書館	4,063	1,114	173	47	282
計	39,668	10,423	1,657	435	

2016年9月より松原南コミュニティセンターでの予約資料の受取サービスを開始した。

2017年10月より新町公民館での予約資料の受取サービスを開始した。

\*の数字は松原図書館に含まれる。



〈年度別館別貸出状況〉

2016年度～2018年度

館名	年度	一般書	児童書	雑誌	CD	ビデオ	DVD	貸出点数合計	貸出人数
松原図書館	2016	141,255	57,209	10,222	5,936	112	3,369	218,103	55,082
	2017	134,461	58,818	9,777	5,754	94	2,743	211,647	52,840
	2018	131,203	56,814	9,060	5,322	33	2,066	204,498	51,186
情報ライブラリー	2016	47,569	21,378	3,621	4,214	40	144	76,966	20,356
	2017	44,481	23,816	2,942	3,912	9	282	75,442	19,389
	2018	43,775	25,010	2,729	3,567	4	446	75,531	18,878
天美西図書館	2016	42,125	13,071	1,961	2,140	80	147	59,524	15,896
	2017	41,107	11,820	1,787	1,683	151	169	56,717	15,379
	2018	39,691	11,527	2,130	2,011	56	323	55,738	15,331
三宅図書館	2016	21,543	13,825	1,945	596	21	180	38,110	10,482
	2017	20,330	13,254	1,644	566	19	174	35,987	9,990
	2018	18,034	12,858	1,323	738	3	273	33,229	9,267
天美図書館	2016	42,713	15,760	2,040	1,311	23	112	61,959	17,982
	2017	40,719	15,789	2,022	1,574	21	239	60,364	17,232
	2018	39,940	14,543	1,721	1,755	11	292	58,262	17,043
恵我図書館	2016	37,438	15,669	1,974	1,760	20	136	56,997	14,870
	2017	34,113	13,289	2,085	1,593	17	233	51,330	13,403
	2018	31,778	13,026	1,991	1,569	6	389	48,759	13,366
総計	2016	332,643	136,912	21,763	15,957	296	4,088	511,659	134,668
	2017	315,211	136,786	20,257	15,082	311	3,840	491,487	128,233
	2018	304,421	133,778	18,954	14,962	113	3,789	476,017	125,071

〈実績比率〉

人口119,864人(2019.4.1現在)

項目	計算方法	実績
1 市民1人当り貸出資料数	貸出資料数÷人口 476,017点÷119,864人	3.97点
2 資料回転率	貸出資料数÷資料数 476,017点÷398,784点	1.19回
3 市民千人当り年間購入冊数	年間購入冊数÷人口×1000 9,689冊÷119,864人×1000	81冊
4 市民1人当り資料数	資料数÷人口 398,784点÷119,864人	3.33点
5 市民1人当り資料購入費	資料購入費÷人口 14,858千円÷119,864人	124円
6 市民1人当り図書館費	図書館経常経費÷人口 209,666千円÷119,864人	1,749円
7 職員1人当り奉仕人口	人口÷職員数 119,864人÷19人	6,309人
8 職員1人当り貸出資料数	貸出資料数÷職員数 476,017点÷19人	25,054点
9 市民1人当りサービス効果	(貸出資料数×資料平均単価－図書館費)÷人口 (476,017点×1,533円－209,666千円)÷119,864人	4,339円
10 一般会計に占める図書館経費 (平成30年度最終予算より)	図書館費÷一般会計×100 209,666千円÷47,491,720千円×100	0.44%

〈年度別サービス指数の推移〉

項目	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
1 市民一人当り貸出点数(点)	5.9	5.7	5.5	5.3	4.9	4.6	4.4	4.2	4.1	4.0
2 資料回転率(回)	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2
3 市民千人当り年間増加冊数(冊)	124	116	113	114	117	106	95	95	88	81
4 市民一人当り資料点数(点)	3.97	3.91	3.87	3.77	3.68	3.59	3.31	3.35	3.27	3.33
5 市民一人当り資料購入費(円)	154	152	147	150	147	140	141	142	135	124
6 サービス指数(円)	5,106	5,327	5,053	4,858	4,124	3,921	4,547	4,253	4,313	4,339
7 一般会計に占める図書館費(%)	0.60	0.66	0.59	0.58	0.54	0.56	0.51	0.50	0.51	0.44

〈広域利用統計〉

(通勤・通学者を含む)

	年間登録者数	貸出人数	貸出点数
羽曳野市	31	1,669	6,890
藤井寺市	12	151	413
富田林市	4	82	384
大阪狭山市	1	7	26
河内長野市	2	10	26
八尾市	5	46	241
東大阪市	3	28	198
柏原市	1	7	75
大阪市	30	954	4,589
河南町	1	7	9
合計	90	2,961	12,851

2017年12月より、南河内3町村(河南町、太子町、千早赤阪村)との間で、相互利用を開始した。

2012年7月より、中部9市(八尾市、柏原市、東大阪市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市)の間で、協定を結び、相互の図書館利用を開始した。

なお大阪市との間では、2009年4月より相互利用を行っている。

〈相互貸借状況〉

大阪府内		借用	貸出		大阪府内	借用	貸出
大阪府		788	37	泉州	熊取町	0	6
大阪市		37	27		泉南市	0	11
能勢町		0	6		阪南市	0	31
豊能町		2	5	大阪府内合計		1,866	1,488
池田市		1	29	大阪府外		借用	貸出
北大阪	箕面市	9	5	国立国会		0	0
	豊中市	13	16	都道府県	山梨県立図書館	1	0
	吹田市	27	50		福井県立図書館	1	0
	摂津市	0	10		富山県立図書館	1	0
	茨木市	70	45		兵庫県立図書館	1	0
	高槻市	23	6		三重県立図書館	1	0
	島本町	1	20		滋賀県立図書館	1	1
	枚方市	62	22		香川県立図書館	1	0
	交野市	7	7		徳島県立図書館	1	0
	寝屋川市	4	11		島根県立図書館	1	0
門真市	2	0	長崎県立図書館		1	0	
東大阪	四條畷市	0	3	福岡県立図書館	1	0	
	大東市	16	40	鹿児島大学附属図書館	0	1	
	東大阪市	56	56	札幌市 (北海道)	1	0	
	八尾市	110	83	長浜市 (滋賀)	1	0	
	柏原市	2	53	大津市 (滋賀)	0	17	
南河内	羽曳野市	204	170	米原市 (滋賀)	0	1	
	藤井寺市	0	18	京田辺市 (京都)	0	2	
	富田林市	92	273	八幡市 (京都)	0	5	
	大阪狭山市	5	15	精華町 (京都)	1	0	
	河内長野市	173	336	大和郡山市 (奈良)	0	2	
	千早赤阪村	0	2	三木市 (兵庫)	0	15	
	河南町	0	3	橋本市 (和歌山)	0	1	
	堺市	154	20	三豊市 (香川)	0	1	
泉州	高石市	0	3	高松市 (香川)	1	0	
	泉大津市	1	6	大阪府外合計		15	46
	忠岡町	0	1				
	和泉市	3	37				
	岸和田市	4	16				
	貝塚市	0	3				
	泉佐野市	0	6				

〈団体貸出状況〉

小学校	34	6,836
中学校	2	148
高校	3	76
幼稚園	2	175
保育園・保育所	6	552
その他の団体	33	2,673
合計	80	10,460

〈行事用団体貸出状況〉

登録団体数 28

	貸出点数
大型紙芝居	33
大型絵本	99
パネルシアター	23
合計	155

## (8) フリーサービス (障害者サービス)

### 《視覚障害者サービス》

- 1) 登録者 40名
- 2) 蔵書 (録音図書、タイトル数)

年度		2016年	2017年	2018年
自館製作	デージー	14	17	16
総蔵書数	カセット	823	823	0
	デージー	143	160	176

※カセットテープの総蔵書数は3月31日時点の数

### 3) 利用状況

#### ① 個人への貸出 (タイトル数)

年度		2016年	2017年	2018年
点字図書	他館所蔵	14	35	7
	自館所蔵	0	0	0
録音図書 (カセット)	他館所蔵	3	5	0
	自館所蔵	34	54	21
録音図書 (デージー)	他館所蔵	1, 131	1, 142	1, 226
	自館所蔵	502	508	532
定期刊行物 (デージー)	他館所蔵	70	73	62
	自館所蔵			

2018年度自館所蔵定期刊行物タイトル

図書館ニュース、コーヒープレイク、近畿視情協点字・録音図書新刊案内  
週刊新潮

#### ② 他館への貸出 (タイトル数)

年度	2016年	2017年	2018年
録音図書 (カセット)	16	5	2
録音図書 (デージー)	106	158	69

- 4) プライベートサービス—個人の要望により資料をプライベートに録音する。  
デージー図書 2件
- 5) ホームリーディングサービス—主に視覚障害者宅に出向き対面朗読を行う。  
件数：62件  
実利用者数：5名  
時間：69時間30分  
担当：ボランティア5名

### 《その他のサービス》

- 1) 宅配
  - ・利用者—6名
  - ・2週間に一度、金曜日に。必要に応じて行く場合もある。
 回数：106回

貸出点数：617点

予約受付件数：188件

2) 聴覚障害者等へのサービス（FAXによる予約・問い合わせ）

登録者数：6名

予約受付件数：133件

《朗読講習会》

視覚障害者のために音訳資料を作成しているボランティアグループの勉強会、及びボランティアの養成講座。

☆昼の部－松原あめんぼテープライブラリー

定例勉強会

講師：嶋田洋子氏（元朝日放送アナウンサー）

日時：毎月第1金曜日（8月・12月を除く。祝日の場合は翌週金曜日）

午前10時～12時30分

場所：松原図書館集会室・松原公民館

平均参加人数：15名

自主勉強会

日時：毎月第3金曜日（8月を除く）午後1時30分～4時

場所：松原図書館集会室・松原公民館

- ・ 毎月第1金曜日 デイジー製作のための自主勉強会

平均参加人数：10名

- ・ 毎月第3金曜日 デイジー図書製作のための自主勉強会も含む

平均参加人数：15名

☆夜の部－松原市朗読研究会

定例勉強会

日時：毎月第2・3・4水曜日 午後7時30分～9時30分

場所：松原図書館集会室

平均参加人数：10名

自主勉強会（不定期）

場所：松原図書館集会室

《ボランティア活動》

松原あめんぼテープライブラリー／19名

- ・ 各種書籍の録音図書（デイジー版）製作 15点

『埋葬された夏』、『無伴奏ソナタ』、『生命の実相』24～32巻、『ALSを生きる』、

『行ったり来たり寝ころんだり』、『ある難病患者 四十年の心象風景』、『生駒山』

- ・ 「図書館ニュース」（デイジー版）製作（隔月）

内容：「かわちもめん」

「話題の本」（デイジー図書ベストリーダー・墨字本ベストセラー）

「新着図書案内」

「耳より情報」

「松原点訳グループ製作点字図書のご案内」

「あめんぼからのお知らせ」（完成デジター録音図書のご案内）

- ・ ホームリーディングサービス（対面朗読）
- ・ プライベート録音資料製作
- ・ 図書館行事への参加
  - 図書館まつり「本を見ながらCDで聞くおはなし」
- ・ 近畿視覚障害者情報サービス研究協議会主催ボランティア・職員研修会参加
- ・ 松原市視覚障害者福祉協会との交流と各種行事への参加、協力
- ・ 日本ライトハウスチャリティーコンサートの観賞
- ・ まつのみチャリティー映画会への参加、ぞうれっしゃ合唱団への参加
- ・ 「まつばらボランティア市民活動フェスタ2018」参加（あめんぼテープライブラリーパネル展示）

松原市朗読研究会／23名

- ・ 録音図書製作（デジター版）製作 1点
  - 『ブック・ジャングル』
- ・ プライベート録音図書製作
- ・ 「声の広報まつばら」製作（毎月）
  - （広報まつばらのテープ版90分テープ3本・デジター版1枚）1月号よりテープ版なし
- ・ 「声のマッピー通信」製作（2回）（社会福祉協議会発行「マッピー通信」のデジター版1枚）
- ・ 「声の議会だより」製作（5回）（デジター録音のデータを製作）
- ・ 「コーヒーブレイク」製作（1回）（デジター版1枚）
  - 内容：図書館・松原市視覚障害者福祉協会・松原市社会福祉協議会からのお知らせ、松原市視覚障害者福祉協会との交流会の報告、旅行記・料理・新聞記事紹介等
- ・ 図書館行事への参加
  - 図書館まつり「自分の声を録音して聞いてみよう！」
- ・ 松原市視覚障害者福祉協会との交流会（5回）
- ・ 近畿視覚障害者情報サービス研究協議会主催ボランティア・職員研修会参加
- ・ 「まつばらボランティア市民活動フェスタ2018」参加（パネル展示・チラシ配布）
- ・ 「声の松原市総合防災ガイドマップ保存版」製作 CD版
- ・ 近畿視覚障害者情報サービス研究協議会専門音訳講習会「英語コース」参加

## (9) 集会室の利用状況

施設名	利用回数
松原図書館	289
恵我図書館	180

### ☆利用内容

- ・おはなし会
  - ・手作り会
  - ・お楽しみ会
  - ・図書館まつり
  - ・子ども会活動
- ・映画会
  - ・講座、講演会
  - ・自習室
  - ・市役所・各文化関係団体
  - ・各団体の総会、集会等

春休み・夏休み・冬休みについて松原図書館集会室を自習室として開放した。

	期間	日数	利用人数
春休み	3月24日(土)～4月8日(日)	14日	延べ80名
夏休み	7月21日(土)～9月2日(日)	37日	延べ634名
冬休み	12月22日(土)～1月6日(日)	8日	延べ78名

## (10) 文化活動－講座・講演会

市民図書館では、人と本の触れあいの場所としての基本的な活動である資料提供のほか、市民文化の創造のため、企画から運営まで市民参加による文化活動を推進している。

### 《講演・講座》

講座名	講師	日時	参加人数
講演会「『枕草子』が語るもの」	岩井宏子氏（前龍谷大学仏教文化研究所研究員・文学博士）	I 5月18日(金) 午後1時30分～3時	49名
		II 6月28日(木) #	36名
講演会「緒方洪庵の足跡」	川上潤氏（一般財団法人緒方洪庵記念財団専務理事・学芸員）	9月18日(火) 午後2時～3時30分	44名
講演会「最期のためにできること一親として・子として」	井上理津子氏（ルポライター）	10月31日(水) 午後2時～3時30分	74名
講演会「笑顔でゆったり孫育て」	井上淳子氏（臨床心理士）	3月1日(金) 午後2時～3時30分	30名
講演会「松原人物列伝」パート3	西田孝司氏（松原市社会教育委員長）	3月19日(火) 午後2時～3時30分	79名

場所はすべて松原図書館

《絵本とおはなし講座》

☆絵本入門講座

講座名	講師	日時	参加人数
講演会「たくさんの絵本を楽しみましょう」	高崎由紀子氏（大阪府子ども文庫連絡会副代表・羽曳が丘児童文庫代表）	6月8日（金） 午前10時～12時	32名

☆おはなし（ストーリーテリング）入門講座

講座名	講師	日時	参加人数
講演会「元気、勇気、陽気、おはなしって楽しいよ」	堀谷エミ子氏（おはなし「ぐるっぽ」代表）	6月15日（金） 午前10時～12時	25名

☆おはなし会を楽しみましょう

	日時	参加人数
だっこでえほんボランティア・地域勉強会・松原子どもと本の会・おはなし小箱によるおはなし会	6月23日（土） 午後1時30分～3時	24名

☆絵本とおはなし講演会

講座名	講師	日時	参加人数
講演会「イーハトーブの原風景～宮沢賢治の世界～」	松田司郎氏（大阪国際大学名誉教授・宮沢賢治研究家）	12月6日（木） 午前10時～12時	60名
講座「おはなし（ストーリーテリング）スキルアップ講座」	細木紀美子氏（子育て応援活動「さといもの会」主宰・代表）	2月22日（金） 午前10時～12時30分	24名

場所はすべて松原図書館

☆地域勉強会・・・集団を対象に、おはなしやよみきかせをしたい人のための勉強会。

地域ごとに四つのグループ（田井城・天美・恵我・松原南）に分かれ、それぞれ独自の勉強会を行っている。

—だっこでえほん—

絵本とおはなし講座のうち、乳幼児サービスの一環として絵本ボランティアとともに、赤ちゃんと保護者に絵本を介して温かなことばの時間をもつことを応援するものである。

☆だっこでえほんボランティア・スキルアップ講座

講師：増井淑氏（RTA指定スクール Rire～リール～代表）

日時：11月1日（木）午前10時30分～12時

場所：松原図書館

参加人数：8組17名+聴講8名（だっこでえほんボランティア）

☆「親子で楽しむわらべうた」

日時：11月22日（木）午前10時30分～11時30分

場所：松原図書館 集会室

参加人数：14組31名



☆ボランティア交流会

第1回： 6月 7日（木） 参加人数 8名  
 第2回： 9月 6日（木） 参加人数 6名  
 第3回： 3月 7日（木） 参加人数 7名  
 時間：午前10時～12時  
 場所：松原図書館 集会室

☆ボランティア登録者数：15名（2019年3月現在）

☆あかちゃんタイム・・・乳幼児向けおはなし会

実施日：毎月第2木曜日（休館日と祝日を除く）  
 午前10時30分～11時30分（3回 入れ替え制 各回の定員は12組）  
 場所：松原図書館 会議室  
 担当：ボランティア3名  
 内容：わらべうたや親子遊び、絵本の読み聞かせなど、約15分のプログラム

月日	参加人数	月日	参加人数	月日	参加人数	月日	参加人数
4月12日	8組17名	7月12日	9組19名	10月13日	12組24名	1月10日	13組27名
5月10日	10組23名	8月9日	14組34名	11月8日	13組27名	2月14日	15組30名
6月14日	10組20名	9月13日	16組32名	12月14日	18組21名	3月14日	10組21名

参加人数：148組295名（平均12組25名）

☆えほんのゆりかご・・・おすすめの絵本の紹介や読み聞かせなど、赤ちゃんと絵本を楽しむためのサポート

実施日：毎週火曜日（休館日と祝日を除く）  
 午前10時～11時30分  
 場所：松原図書館 じゅうたんコーナー  
 担当：ボランティア3名  
 参加人数：174組390名（平均4組8名） 実施回数：49回

《おはなしキャラバン》

おはなしキャラバンとは、絵本とおはなしの講座や地域勉強会で勉強した人（テラー）が、実際に、図書館や文庫・小学校などで集団の子どもたちを対象によみきかせ、おはなしなどを行っている活動。

場所	回数	備考
松原図書館	9	毎月第3土曜日
情報ライブラリー	21	毎月第4日曜日11回、第4火曜日（あかちゃんからのおはなし会）10回
天美西図書館	14	毎月第2土曜日7回、第1木曜日（あかちゃんからのおはなし会）7回
三宅図書館	10	毎月第1金曜日
天美図書館	10	毎月第3水曜日
恵我図書館	9	毎月第2水曜日（4月のみあかちゃんからのおはなし会）
雨の日文庫	4	毎月第2土曜日（不定期）
松原北小学校	6	1年対象3回・2・3年対象3回

松原南小学校	14	1・2・3年対象各3回、5・6年図書委員対象3回、全学年対象2回
恵我小学校	20	1・2年対象各10回
恵我南小学校	10	1・2年対象各10回（うち全学年対象2回）
天美小学校	10	1・2年対象
天美北小学校	3	1・2・3年対象
松原幼稚園	12	4・5歳児対象
三宅幼稚園	3	年中・年長対象3回
松原南コミュニティセンター	10	毎月、第2水曜日（あかちゃんからのおはなし会）
ジョイファミリー教会子ども食堂	3	
キッズカーニバル	1	5月（市民対象）
松原北小子ども会	1	
計	170	

#### 《第42回図書館まつり》

市民とともに作る図書館のお祭りとして、10月20日（土）に松原図書館で行った。

内容	時間	担当	場所	参加人数
自分の声を録音して聞いてみよう！	10:00～1:00	松原市朗読研究会	会議室	21名
本を見ながらCDで聞くおはなし	10:00～1:00	松原あめんぼテーマプラザライブラリー	1階玄関ホール	38名
こどものお店	2:45～3:30	雨の日文庫	2階ホール	50名
おはなしの広場	3:15～4:45	おはなし小箱の会	会議室	30名
もよおし	1:30～2:45		2階集会室	126名
内容	種類	演者		
「とてもおおきなサンマのひらき」	ペープサート	雨の日文庫		
「どうぶつしんちょうそくてい」	大型絵本	松原南勉強会		
「どろろん忍者学校」	パネルシアター	天美勉強会		
「じごくのそうべえ」	大型紙芝居	田井城勉強会		
「なぞなぞのすきな女の子」	人形劇	恵我勉強会		
パネル展示 図書館・子ども文庫・関係団体等の紹介				

#### 《第5回バリアフリー映画上映会》

障害をもっている人もいない人も日本語字幕と音声ガイドで一緒に楽しめる映画があることを知ってもらい、障害者の社会参加について考えてもらう上映会。

実施日：11月30日（金） 午後2時～4時

場所：松原図書館 集会室

上映作品：『グーグーだって猫である』

協力：住友商事

参加人数：40名

## (11) 資料展示

松原図書館で月毎にテーマを設定して関連本を展示した。館内に散在する本を集めて利用につなげるため、大人向け、子ども向けを各二ヶ所に展示。

〈一般書〉

	新刊コーナー	一般コーナー
4月	新生活	春をたのしむ
5月	いわさきひろ100周年 津本陽追悼	メンタルケア
6月	ピーターラビット ピアトックス・ポター生誕150周年 グラっときたら地震に備える	おはなしを楽しむ、絵本を楽しむ
7月	インスタ映え〜♪ 井手作りしませんか	ル・グイン追悼
8月	涼を求めて〜 冷・涼・寒 涼しく過ごそう	戦争文学
9月	緒方洪庵	大阪めぐり 〜食道楽?歴史散歩?大阪文学?あなたは何を楽しむ?〜
10月	お墓・終活 人権ってな〜に「人権啓発に関する本」 (第25回ひゅーまんフェスタ)	ベビーマッサージ・ベビーサイン ふれあうことから始めよう!
11月	宮沢賢治 人権ってな〜に「外国人の人権」 (第25回ひゅーまんフェスタ)	われわれだって猫である
12月	年末年始冬支度	太宰治没後70年
1月	マナー (新社会人・若者向け)	新しい家族のカタチー知ってほしい里親のこと
2月	孫育て	
3月	世界の言語	「絵本で万博」絵本で世界を知ろう!

〈児童書〉

	児童コーナー	絵本コーナー
4月	「わたしの好きな本はこれ！」 みんなの好きな本をみつめました	春
5月		おでかけ・えんそくのえほん
6月	おおきい でかいど〜 いろいろなおおきな本みつめました	おとうさん・おかあさん・家族
7月	読書感想文のおすすめ本	なつだ!そとあそび みずあそび
8月		なつやすみ!ここにいい本ありますよ!
9月	〜宇宙〜 空・月・星	世界を旅する
10月	宮沢賢治の本	10月 だっこでえほん・絵本とおはなし講座で紹介した本※
11月		11月 みんなであそぼ。わらべうた
12月	いのししの絵本・イラスト・読み物	クリスマスのえほん
1月	科学実験	ありがとう わかやまけんさん
2月	バレンタインデー (チョコ・パーティーなどの本)	おに・ようかい
3月	「わたしの好きな本はこれ！」 おすすめの本みつめています	春のえほん 入園★入学

※ 絵本とおはなし講座に関わるボランティアの協力による。

## (12) 子どもに対する活動

(2018年4月～2019年3月まで)

	行事名	実施日	参加人数
松原図書館	おはなし会 ※1	第3土曜(9回/年)	1回平均13名
	こどもの読書週間イベント「わたしの好きな本はこれ!」※2	4月20日(金) ～5月16日(水)	74名 (応募者数)
	夏のこどもおたのしみ会 (田井城勉強会による) 手あそび「すいか」、パネルシアター「カレーライスのうた」、大型絵本「おばけのてんぷら」、おはなし「へっぴりよめさ」、大型紙芝居「じごくのそうべえ」	7月19日(木)	38名
	冬のこどもおたのしみ会 (田井城勉強会による) 大型絵本「もちづきくん」、紙芝居「たからおばけ」、おはなし「十二支の由来」、ペープサート「三びきのこぶた」パネルシアター「10人のサンタ」	12月21日(金)	41名
情報ライブラリー	おはなし会 ※1	第4日曜(11回/年)	1回平均9名
	カンガルーぼけつと(あかちゃんからのおはなし会)※1	第4火曜(10回/年)	1回平均10名
	夏のこどもおたのしみ会 (田井城勉強会による) 手あそび「すいか」、パネルシアター「カレーライスのうた」、大型絵本「おばけのてんぷら」、おはなし「へっぴりよめさ」、大型紙芝居「じごくのそうべえ」	8月22日(水)	18名
	冬のこどもおたのしみ会 (田井城勉強会による) 大型絵本「もちづきくん」、紙芝居「たからおばけ」、おはなし「十二支のはじまり」、ペープサート「三びきのこぶた」パネルシアター「10人のサンタ」	12月19日(水)	15名
天美西図書館	おはなし会 ※1	第2土曜(7回/年)	1回平均3名
	バンビたいむ(あかちゃんからのおはなし会)※1	第1木曜(7回/年)	1回平均5名
	夏のこどもおたのしみ会	8月23日(木)	台風20号の影響で中止
	手作り会 (天美勉強会による) 「牛乳パックで作るパズルボックス・マジックスクリーン」	10月27日(土)	20名
	冬のこどもおたのしみ会 (天美勉強会による) 大型絵本「めっきらもっきらどおんどん」、紙芝居「やぎじいさんのバイオリン」「トラよりつよいカエルくん」、絵本「てのひらかいじゅう」「おちゃわんかぞく」、おはなし「ごんべいとカモ」	12月21日(金)	6名

三宅図書館	おはなし会 ※1	第1金曜(10回/年)	1回平均 9名
	夏のこどもおたのしみ会 (天美勉強会による) 絵本「かおみえるかな」「つかまえた!」「ばしやにのって」「からだがかゆい」、紙芝居「ザリガニのあか」、おはなし「エパミナダス」	8月25日(土)	11名
	手作り会「プラバンをつくろう」	10月24日(水)	43名
	冬のこどもおたのしみ会 (天美勉強会による) 大型絵本「めっきらもっきらどおんどん」、紙芝居「やぎじいさんのバイオリン」「トラよりつよいカエルくん」、絵本「てのひらかいじゅう」「おちゃわんかぞく」、おはなし「だんごどっこいしょ」	12月25日(火)	14名
天美図書館	おはなし会 ※1	第3水曜(10回/年)	1回平均9名
	夏のこどもおたのしみ会 (天美勉強会による) 絵本「かおみえるかな」「つかまえた!」「ばしやにのって」「からだがかゆい」、紙芝居「ザリガニのあか」「てんまのとらやん」、おはなし「金のひしゃく」	8月15日(水)	10名
	手作り会 (天美勉強会による) 「牛乳パックで作るパズルボックス・マジックスクリーン」	10月28日(日)	30名
	手作り会(天美勉強会による)「スノードーム」	12月11日(火)	16名
	冬のこどもおたのしみ会 (天美勉強会による) 大型絵本「めっきらもっきらどおんどん」、紙芝居「やぎじいさんのバイオリン」「トラよりつよいカエルくん」、絵本「てのひらかいじゅう」「おちゃわんかぞく」、おはなし「だんごどっこいしょ」	12月19日(水)	26名
手作り会「プラバンをつくろう」	3月27日(金)	32名	
恵我図書館	もこもこたいむ(あかちゃんからのおはなし会)※1	第2水曜(9回/年)	1回平均5名
	夏のこどもおたのしみ会 (恵我勉強会による) 紙芝居「あざらしあーくんまいごになる」、絵本「なつのかいじゅう」「あかにんじやかおみえるかな」「ぼちぼちいこか」「ひげなしねこ」、大型紙芝居「ばけくらべ」手作り「花のかざぐるま」	8月8日(水)	27名
	おはなしと手作り会 (恵我勉強会による) 絵本「いちにちパンダ」「おおきくなったら」「おならおばけ」、パネルシアター「うさぎとかめ」、手作り「ぶんぶんごま」	11月14日(水)	4名
	冬のこどもおたのしみ会 (恵我勉強会による) ハンドベル「あわてんぼうのサンタクロース」「ジングルベル」「むすんでひらいて」、絵本「クリスマスのふしぎなはこ」「てぶくろ」「おでんのゆ」、パネルシアター「10人のサンタ」	12月12日(水)	3名

※1 絵本・紙芝居のよみきかせとおはなし(おはなしキャラバン含む)

※2 イラスト&本の紹介コメント展示

### (1.3) 学校との連携

児童・生徒の読書を促し、知る権利を保障していくうえで、学校図書館と公共図書館との連携がますます重要になってきていることをふまえ、以下の活動を実施した。

#### ① 図書館見学

目的：図書館の成り立ちやしくみ、はたらき等を説明し、実際に見学してもらうことで、今までよりいっそう図書館を身近で利用しやすい施設としてとらえてもらう。

対象：小学校3年生

内容：当日、プリントにそって図書館についての理解を深めてもらい、その後1クラスずつ説明しながら館内を案内する。

(配布物)・・・子ども向け利用案内

実施期間：5月8日(火)～7月13日(金)

見学場所：松原図書館

学校名	実施日	児童数	担当職員数
* 恵我小学校	5月 1日(火)	68名(2クラス)	0名
三宅小学校	5月15日(火)	46名(2クラス)	2名
河合小学校	5月24日(木)	43名(2クラス)	2名
松原西小学校	5月25日(金)	29名(1クラス)	1名
恵我南小学校	5月29日(火)	52名(2クラス)	2名
天美南小学校	5月31日(木)	71名(2クラス)	2名
中央小学校	6月 1日(金)	75名(2クラス)	2名
松原小学校	6月14日(木)	79名(2クラス)	2名
松原北小学校	6月19日(火)	80名(2クラス)	2名

\*期間外の見学で、資料配布のみ

(9校 543名)

#### ☆他館の見学

学校名	実施日	児童数	実施館
天美西小学校	5月30日(水)	65名(2クラス)	天美西図書館
天美小学校	6月 6日(水)	53名(2クラス)	天美西図書館

(2校 118名)

#### ☆他学年の見学

学校名	実施日	児童数	実施館
天美南小学校2年生	6月 6日(水)	85名(3クラス)	天美図書館
布忍小学校2年生	10月25日(木)	54名(2クラス)	松原図書館
三宅小学校2年生	12月12日(水)	54名(2クラス)	三宅図書館

(3校 193名)

#### ② 職業体験学習

目的：対象者が図書館利用減少の傾向にある年代でもあり、多岐にわたる図書館業務について知ってもらうと同時に、「自分たちに役立つ図書館」との認識を持ってもらう。

対象：中学2年生

内容：貸出・返却を中心としたカウンター業務。その他の業務は、状況に応じて。

(配布物)・・・「図書館ってどんなところ?」、利用案内、NDC早見表、  
「市民図書館での職業体験学習について」

実施期間：学校からの依頼日に、支障がない限り応じる。

実施館：松原図書館

学校名	実施日	体験生徒数	担当職員数
松原第三中学校	5月31日(木)・6月1日(金)	2名	1名
松原第四中学校	6月7日(木)・8日(金)	2名	1名
松原中学校	10月25日(木)・26日(金)	2名	1名
松原第六中学校	11月1日(木)・2日(金)	2名	2名

(4校 8名)

### ③学校への依頼文書・案内等

小学校 ・3年生対象の図書館見学の案内(4月)

・1年生への図書館利用案内「しみんとしょかんりようあんない」(12月)

中学校 ・図書室へ利用案内のポスター「図書館へおいでよ」(12月)

高校 ・図書室へ利用案内のポスター「図書館へおいでよ」(12月)

※全校に「新着図書案内」(毎月)と図書館報「かわちもめん」(隔月)を送付

### ④児童図書の提供

子どもたちの読書活動の推進の一助とするため、市内小学校・幼稚園に児童図書を提供した。

〔配送実施期間—平成31年3月5日(火)～平成31年4月12日(金)〕

・市内小学校全校(15校)—各校に、約260冊ずつ提供

・市内幼稚園(2園)—各園に、50冊ずつ提供

## (14) 刊行物

刊行物名	発行館	発行年月
「かわちもめん」No.425～430	全館	2018/5～2019/3(隔月)
「松原市民図書館活動報告」2017年度	全館	2018/8
「新着図書案内」	全館	2018/4～2019/3

\*その他 利用案内・各種行事案内は適宜作成

## (15) 予算

単位 千円

年 度	図書館費	人件費 (アルバイト 賃金含む)	資料費				管理 運営費	備考
			総額	図書	逐次 刊行物	視聴覚 資料		
27	226,155	164,887	19,348	16,497	2,137	714	41,920	決算額
28	228,949	172,394	19,412	16,540	2,213	659	37,143	決算額
29	222,724	169,028	18,443	15,839	2,143	461	35,253	決算額
30	※1,693,173	153,900	17,651	14,850	2,160	641	38,115	最終予算額
31	196,098	142,429	12,711	10,101	2,160	450	40,958	当初予算額

※平成30年度は松原市新図書館建設事業として、1,483,507,000円を含んでいます。  
 ※松原市新図書館建設事業の内、平成30年度に設計業務委託料、発注者支援業務委託料として97,992,000円、建設工事費として、60,000,000円支出し、残額1,325,515,000円を平成31年度に繰越しました。

## (16) 図書館協議会

第1回 9月13日(木) 報告1：平成29年度活動報告について  
 案件1：今後の学校連携のあり方について  
 2：その他

[市民図書館協議会委員名簿]

◎会長

(平成31年4月1日現在)

代表区分	氏名
学識経験者	◎藤野寛之 永田拓治
学校教育及び社会教育の関係者	田中繁 山本博貞 森佳織 砂山雅江 有年栄美子
家庭教育の向上に資する活動を行う者	大和田実邦子 田崎由佳



## (17) 子ども文庫及び関連団体

文庫名	代表者	活動日時
天美スカイハイツ文庫	野々垣雅子	不定期
雨の日文庫	嶋田佳世子	土曜日 午前10時～12時（不定期）
すみれ文庫	和田裕美	休止中
日光ハイツ文庫	近間秀子	毎週水曜日 午後2時～5時
おはなし小箱の会	松本都	例会：毎月最終月曜日 午前10時～12時
松原子どもと本の会	砂山雅江	例会：月1回

※ おはなし小箱の会：図書館の利用をすすめるため読書啓発活動をしている会。要望があればどこへでも行って、おはなし・紙芝居・絵本の読み聞かせなどを組み合わせておはなし会を行っている。

※ 松原子どもと本の会：子どもたちに本のすばらしさを伝え、親も子どもと共に育ち勉強していこうとする会。幼稚園・小学校・子育て支援センターなどで絵本を読んだり、紙芝居・ペープサートなどを行っている。

## (18) 市民図書館アシスト倶楽部

図書館に興味がありボランティアとして活動したい人を対象に、登録制のボランティアを募集している。

対象：16歳以上

登録者数：22名（2019年3月末現在）

延べ参加人数：297名（1人1回1～2時間程度）

☆主な活動内容

- ・ 図書館行事（図書館まつり・講演会・手作り会など）の準備、補助
- ・ 蔵書点検時の作業
- ・ 資料装備
- ・ 本の修理
- ・ 各図書館での書架整理・配架・破損本のチェックなど
- ・ フリーサービス貸出用ダイジーのコピーと点字の作成

## (19) まつばら電子図書館 (電子書籍サービス)

パソコンやスマートフォン・タブレット端末などから、インターネットを介して365日、24時間利用できるサービス。

対象：松原市内に在住または在職・在学の人で、松原市民図書館の利用登録をしている人。

貸出点数：3点まで

貸出期間：2週間

予約：3点まで

※松原独自資料については、松原市の郷土・歴史・文化を多くの人へ発信するもので、利用登録がなくても利用できる。

(利用状況)

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
コンテンツ数	3,947	4,181	5,092	6,689	7,789
登録者数	1,098	1,890	2,683	3,336	3,835
ログイン数	3,720	2,988	2,955	2,193	2,351
コンテンツ貸出点数	1,872	1,674	1,721	1,316	1,132
コンテンツ閲覧回数	4,143	4,284	4,346	3,189	2,883
コンテンツ予約点数	220	94	94	109	61

ログイン数………利用者が「まつばら電子図書館」にアクセスした累計。

コンテンツ貸出点数…利用者が借りた電子書籍の点数。

コンテンツ閲覧数……利用者が借りた電子書籍を閲覧した回数の累計。

※コンテンツ数は、サービス開始時からの累計。

※登録者数は、2016年度までは登録者数の累計、2017年度以降は実登録者数。

☆こどもの読書週間イベント わたしの好きな本はこれ

応募作品の内、電子書籍への掲載を許諾された作品を掲載。

期間：4月20日(金)～8月31日(金)

作品数 50件 閲覧回数 69回

☆利用促進イベント「“まつばら電子図書館”ってなあに？」

実施日：7月27日(金)・8月31日(金)

参加者：8名

## (20) プラネタリウム

2014年3月より休止しています。

# ○松原市図書館条例

昭和52年4月19日条例第17号

改正

昭和53年7月4日条例第18号  
昭和54年3月31日条例第5号  
昭和54年9月26日条例第29号  
昭和55年4月1日条例第5号  
昭和56年4月10日条例第8号  
昭和57年3月31日条例第4号  
昭和58年4月1日条例第10号  
昭和59年4月5日条例第8号  
昭和60年4月5日条例第16号  
昭和63年4月1日条例第3号  
平成2年12月26日条例第13号  
平成4年8月4日条例第17号  
平成5年6月30日条例第17号  
平成6年4月12日条例第13号  
平成12年3月31日条例第11号  
平成19年3月27日条例第8号  
平成24年3月28日条例第9号  
平成27年3月27日条例第14号  
平成28年6月29日条例第28号

## 松原市図書館条例

(設置)

第1条 本市は、市民の読書及び図書館資料に対する要求にこたえる目的をもって、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第2条にいう松原市民図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館は、別表第1に掲げる施設によつて構成する。

(職員)

第2条 図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 専門職員（司書・司書補）
- (3) その他必要な職員

(図書館協議会)

第3条 法第14条第1項に基づく松原市民図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員12人以内で組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(読書活動への協力)

第6条 図書館は、市民が自主的に運営する読書活動に対し、その独自性及び役割を尊重するとともに、図書の出し等の協力を行うことができる。

(集会室の目的外使用料)

第7条 図書館の集会室を法第3条第6号に掲げる事項以外の目的に使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない。

- 2 使用料は、第1号の場合にあつては免除し、第2号の場合にあつては減額又は免除する。
- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき。
- (2) 市長が前号に準ずる公益上の必要があると認めるとき。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付する。
- (1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなつたとき。
- (2) 使用期日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (複写機使用料)

第8条 図書館に附属する複写機を使用する者は、1枚につき50円の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- (施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第5号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第29号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第5号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(昭和55年規則第20号で昭和55年7月5日から施行)

附 則 (昭和56年条例第8号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(昭和56年規則第12号で昭和56年5月20日から施行)

附 則 (昭和57年条例第4号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(昭和57年規則第13号で昭和57年5月5日から施行)

附 則 (昭和58年条例第10号)

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(昭和58年規則第26号で昭和58年5月31日から施行)

附 則 (昭和59年条例第8号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(昭和59年規則第12号で昭和59年5月26日から施行)

附 則 (昭和60年条例第16号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(昭和60年規則第20号で昭和60年5月21日から施行)

附 則 (昭和63年条例第3号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(昭和63年規則第10号で昭和63年6月10日から施行)

附 則 (平成2年条例第13号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成3年規則第1号で平成3年3月12日から施行)

附 則 (平成4年条例第17号)

この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による松原都市計画事業河内天美駅東部土地区画整理事業についての換地処分の公告があつた日の翌日から施行する。(公告があつた日=平成4年8月5日)

附 則（平成5年条例第17号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
（平成5年規則第33号で平成5年11月23日から施行）

附 則（平成6年条例第13号）

この条例は、平成6年5月9日から施行する。

附 則（平成12年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「松原市民図書館新町分室」を「松原市民新町図書館」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成12年規則第41号で平成12年5月12日から施行）

附 則（平成19年条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第14号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月29日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
松原市民松原図書館	松原市田井城1丁目2番23号
松原市民天美図書館	松原市天美東7丁目103番地
松原市民天美西図書館	松原市天美西1丁目18番28号
松原市民恵我図書館	松原市一津屋1丁目10番15号
松原市民三宅図書館	松原市三宅中3丁目17番15号
松原市民情報ライブラリー	松原市上田7丁目11番19号

別表第2（第7条関係）

	昼間			夜間	午後・夜間	全日
	午前	午後	午前・午後			
松原市民松原図書館	2,400円	3,200円	6,300円	3,200円	7,200円	10,300円
松原市民恵我図書館	1,200円	1,600円	3,100円	1,600円	3,600円	5,100円

- 使用時間に関する昼夜間の別は、次のとおりとする。  
午前 午前9時から正午まで  
午後 午後1時から午後5時まで  
夜間 午後6時から午後10時まで  
全日 午前9時から午後10時まで
- 午後10時以後使用した場合は、1時間につき夜間使用料の20パーセントを別に徴収する。ただし、1時間未満は1時間とみなす。
- 冷暖房時の使用は、使用料の40パーセントを別に徴収する。

# ○松原市民図書館管理運営規則

昭和52年4月19日教委規則第2号

改正

昭和54年8月30日教育委員会規則第2号  
昭和55年5月8日教育委員会規則第3号  
昭和56年5月19日教育委員会規則第2号  
昭和56年8月5日教育委員会規則第6号  
昭和57年4月17日教育委員会規則第1号  
昭和58年5月4日教育委員会規則第6号  
昭和59年4月25日教育委員会規則第2号  
昭和60年4月18日教育委員会規則第2号  
昭和63年2月25日教育委員会規則第1号  
平成元年2月18日教育委員会規則第8号  
平成2年10月26日教育委員会規則第1号  
平成3年3月11日教育委員会規則第1号  
平成5年3月6日教育委員会規則第3号  
平成5年11月12日教育委員会規則第5号  
平成9年3月7日教育委員会規則第7号  
平成11年3月29日教育委員会規則第8号  
平成12年4月1日教育委員会規則第9号  
平成15年2月4日教育委員会規則第6号  
平成15年3月7日教育委員会規則第11号  
平成15年10月8日教育委員会規則第21号  
平成17年2月17日教育委員会規則第1号  
平成18年10月18日教育委員会規則第6号  
平成19年2月1日教育委員会規則第1号  
平成19年2月21日教育委員会規則第2号  
平成20年10月15日教育委員会規則第10号  
平成24年3月2日教育委員会規則第2号  
平成25年4月1日教育委員会規則第6号

## 松原市民図書館管理運営規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 個人貸出し（第8条—第10条）
- 第3章 団体（グループ）貸出し（第11条・第12条）
- 第4章 家庭文庫及び地域文庫への貸出し（第13条—15条）
- 第5章 身体障害者に対するサービス（第16条—第19条）
- 第6章 図書館職員（第20条・第21条）
- 第7章 図書館協議会（第22条—第25条）
- 第8章 図書館資料（第26条・第27条）
- 第9章 集会室の使用（第28条—第37条）
- 第10章 図書館資料の複写（第38条・第39条）
- 第11章 細目（第40条）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規則は、松原市図書館条例（昭和52年条例第17号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、松原市民図書館（以下「図書館」という。）の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

##### （事業）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条の趣旨に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料（以下「資料」という。）の収集及び整理
- (2) 読書案内及び予約を含む資料の貸出し
- (3) 読書相談、調査研究に対する資料の提供及び書誌案内
- (4) 読書会を始め市民の読書生活及び学習活動を豊かに発展させるための各種行事の主催及び援助
- (5) 障害者及び高齢者並びに病院福祉施設等へのリーディングサービス、録音図書の貸出サービス及び配本事業
- (6) 分館、配本車等の効果的運営
- (7) 学校図書館及び公民館等との連絡提携
- (8) 図書館間の相互協力事業
- (9) 家庭文庫及び地域文庫への援助及び提携
- (10) 館報及び読書資料等の発行
- (11) その他図書館活動を推進するために必要な事業  
(利用時間)

第3条 条例別表第1に規定する松原市民松原図書館の利用時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、午前10時から午後5時30分までとする。

- 2 前項に規定する図書館以外の各図書館の利用時間は、午前10時から午後5時30分までとする。  
(休館日)

第4条 条例別表第1に規定する松原市民松原図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
  - (2) 年末年始（12月29日から翌年1月4日まで）
  - (3) 毎月第3木曜日（資料整理及び職員研修の日）
  - (4) 年間10日以内で館長が定める日（資料特別整理期間）
- 2 前項に規定する図書館以外の各図書館の休館日は、次のとおりとする。
    - (1) 前項第1号から第4号までに掲げる日
    - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日及び休日
  - 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の資格)

第5条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 松原市民
- (2) 松原市内に通勤・通学する者
- (3) 本市と他の地方公共団体との間で締結した図書館の相互協力に関する協定に基づき利用することができる者とされている者
- (4) 館長が適当と認めた者

(利用の制限)

第6条 この規則に従わない者に対して、館長は、図書館の利用を制限することができる。

(損害の弁償)

第7条 図書館の資料又は施設に対して損害をもたらした場合においては、現品又は館長の指定する代価を弁償させることができる。

第2章 個人貸出し

(登録)

第8条 第5条に定める資格を有する者は、別に定める申込書に記入、提出することによつて、誰でも登録することができる。

(図書利用カード)

第9条 館長は、前条の登録者に図書利用カードを交付する。

- 2 図書利用カードの有効期間は、第5条に規定する資格を喪失するまでとする。

3 図書利用カードを紛失したときは、速やかに届け出るとともに、再交付の手続をしなければならない。

4 前項の手続を行わず、図書利用カードが登録者以外の者によつて使用され、損害が生じた場合、その責任は、登録者本人が負うものとする。

(貸出冊数・期間及び期間の延長)

第10条 図書の貸出冊数は、別に定めるところによる。

2 貸出期間は、1回につき2週間以内とし、他者の利用を妨げない限りにおいて、1回だけ延長することができる。

3 図書以外の資料については、館長が別に定める。

### 第3章 団体（グループ）貸出し

(登録)

第11条 団体又はグループで貸出しを希望する者は、別に定める申込書に記入、提出することによつて、登録することができる。

(貸出冊数と期間)

第12条 貸出冊数は、その構成員数に応じ、構成員1人につき2冊を限度として館長が別に定める。ただし、学校で貸出しを希望する者にあつては、この限りでない。

2 貸出期間は、1回につき6月以内とし、月1回必要冊数を交換することができる。

### 第4章 家庭文庫及び地域文庫への貸出し

(文庫に対する基本的態度)

第13条 家庭文庫及び地域文庫（以下「文庫」という。）は、市民が自主的に運営する市民自身の図書館であり、図書館はその独自性及び役割を尊重するとともに、資料貸出し等の援助を行う。

第14条 文庫を開設し、図書館から資料の貸出しを希望する者は、別に定める申込書に必要事項を記入の上、館長に提出する。

2 館長は、前項における申込者との協議に基づき、登録を受け付ける。

(貸出冊数と期間)

第15条 貸出冊数と期間については、文庫の実状に応じて、館長が別に定める。

2 月1回、必要冊数を交換することとする。

### 第5章 身体障害者に対するサービス

(肢体不自由者に対するサービス)

第16条 障害者等何らかの身体的条件によつて、図書館の利用が困難な市民に対し、その希望に応じて自宅又は施設等へ配本する。

(利用の方法)

第17条 前条の制度を利用しようとする者は、電話、郵便等又は代理人によつて登録することができる。

(視覚障害者に対するサービス)

第18条 視覚障害により図書、雑誌等（すみ字本）を利用できない市民に対し、その希望に応じてリーディングサービス及び録音図書の貸出サービスを行う。

(利用の方法)

第19条 前条のサービスを利用しようとする者は、電話、郵便等又は代理人によつて登録することができる。

2 リーディングサービスについては、朗読希望図書をあらかじめ提示し、朗読予定日時を予約することができる。

3 朗読時間は、1人につき週1回2時間を限度とする。

4 録音図書の貸出サービスについては、希望の録音図書を予約することができる。

5 貸出冊数は、無制限とし、貸出期間は4週間以内とする。

6 貸出方法は、本人又は代理人による来館、郵便等による送付又は配本貸出しのいずれかを選ぶことができる。

### 第6章 図書館職員

(専門的業務に関する研修)

第20条 職員は、その職責を遂行するため、専門的業務に関する研修に努めなければならない。



(貸出記録等の守秘)

第21条 職員は、貸出記録その他個人の秘密に関する記録を外部に漏らしてはならない。

## 第7章 図書館協議会

(所掌事項)

第22条 松原市民図書館協議会（以下「協議会」という。）は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館事業について、館長に意見を述べることができる。

(会長)

第23条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて選出する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第24条 協議会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

(1) 定例会 年6回以内

(2) 臨時会 会長が必要と認めたとき。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

4 会議の議長は、会長がこれを務める。

(事務局)

第25条 協議会の事務局は、図書館に置く。

## 第8章 図書館資料

(定義)

第26条 図書館の資料は、次のとおりとする。

(1) 図書、新聞及び雑誌

(2) 郷土資料及び行政資料

(3) 視覚障害者のための大活字本及びさわる絵本

(4) 視聴覚資料並びに点字及び点訳資料

(5) その他必要な資料

(寄贈及び委託)

第27条 資料の寄贈及び委託については、他の資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

## 第9章 集会室の使用

(使用の申請)

第28条 条例第7条の規定により使用の許可を受けようとするものは、松原市教育委員会施設予約システムの利用者登録等に関する規則（平成15年教委規則第1号）第5条の規定により準用する松原市施設予約システムの利用者登録等に関する規則（平成15年規則第3号）第5条の規定による利用者登録及び利用者コードの交付を受けた上で、施設予約システム（以下「システム」という。）により使用日の前日までに委員会に申請しなければならない。

2 前項の場合において、使用日の属する月の前3月を超えるものは、受け付けない。

(利用者の決定)

第29条 利用者の決定は、次の各号に掲げる申請について、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 使用日の属する月の3月前の1日から10日までの間になされた申請その翌日から15日までの間にシステムによる抽選で決定

(2) 前号以外の申請 受付順により決定

2 前項第1号のシステムによる抽選により利用者と決定されたものは、使用日の属する月の3月前の16日から末日までの間に、システムにより利用確認処理を行わなければならない。この場合において前段の処理が行われなかったときは、委員会は利用する意思がないものとして取り扱うことができる。

(使用の許可)

第30条 前条第1項第2号の規定により利用者として決定し、又は同条第2項の規定により確認処理がなされたときは、委員会は、システムにより使用許可を行うものとする。

(使用の制限)

第31条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、又は使用を取り消し、若しくは制限することができる。

- (1) 商品販売等の営利を目的とするとき。
- (2) 市外の団体が使用するとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (4) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。
- (5) 図書館が主催する事業又は緊急やむを得ない事情により教育委員会が使用する必要があるとき。

(使用料の減免)

第32条 障害者が使用する場合の集会室の使用料は、条例第7条第2項の規定により全額免除するものとする。

(使用料の納付)

第33条 条例第7条に規定する使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第34条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)

第35条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可のない設備を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 使用後の整理、整頓及び原状回復を行うこと。
- (4) 使用者が使用の違反行為により使用の許可を取り消されたとき又は使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用施設を原状に復して返還すること。
- (5) その他館長の指示に従うこと。

(使用時間)

第36条 集会室の使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。

2 準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含まれるものとする。

(使用のできない日)

第37条 集会室の使用できない日は、図書館の休館日とする。ただし、図書館が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に使用できない日とすることができる。

#### 第10章 図書館資料の複写

(使用料)

第38条 条例第8条第1項の使用料の額は、1枚につき10円とする。

(著作権のある図書館資料の使用上の責任)

第39条 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、すべて当該使用者がその責めを負うものとする。

#### 第11章 細目

(施行の細目)

第40条 この規則に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年教委規則第3号）

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（昭和55年条例第5号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和56年教委規則第2号）

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（昭和56年条例第8号）の施行の日から施行

する。

附 則（昭和56年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年教委規則第6号）

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（昭和58年条例第10号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和59年教委規則第2号）

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（昭和59年条例第8号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和60年教委規則第2号）

この規則は、昭和60年5月21日から施行する。

附 則（昭和63年教委規則第1号）

この規則は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（昭和63年条例第3号）の施行の日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第3号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第5号）

この規則は、松原市民図書館条例の一部を改正する条例（平成5年条例第17号）の施行の日から施行する。

附 則（平成9年教委規則第7号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の松原市民図書館管理運営規則の規定は、施行日以後の使用について適用する。

附 則（平成12年教委規則第9号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、松原市図書館条例の一部を改正する条例（平成12年条例第11号）のうち別表第1の改正規定（「松原市民図書館新町分室」を「松原市民新町図書館」に改める部分に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年2月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に施行日以後の図書館の使用に関しなされた手続その他の行為は、改正後の松原市民図書館管理運営規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成15年教委規則第11号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第21号）

この規則は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の第19条第5項の規定により貸出を受けている者に対する貸出冊数及び貸出期間については、改正後の第19条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第31条の規定は施行日以後に使用の申請があったものから適用する。

# ○松原市民松原図書館集会室に係る自習室利用事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、松原市民松原図書館集会室を自習室として開放する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、市民等が学習の用に供する活動の推進に寄与することを目的とする。

## (事業の実施期間及び時間)

第2条 事業の実施期間は、松原市民図書館管理運営規則（昭和52年教委規則第2号。以下「規則」という。）第4条第1項及び第3項に定める休館日を除く、松原市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教委規則第1号）第2条第1項第2号アからウまでに規定する休業日とし、事業の実施時間は、規則第3条第1項に定める利用時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは臨時に事業を実施又は休止することができる。

## (事業の利用申請及び許可)

第3条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、教育委員会に、自習室開放事業利用申請書（様式第1号）により申請し、利用の許可を受けなければならない。

2 委員会は、事業の実施に支障があると認めるときは、利用の許可をしないことができる。

## (禁止行為)

第4条 利用者は、自習室内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者の迷惑となる行為

(2) 規則第26条に規定する図書館の資料を許可なく持ち込む行為

## (許可の取消)

第5条 教育委員会は、利用者が前条の禁止行為をしたときは、当該利用者に係る事業の利用許可を取り消すことができる。

## (実施の細目)

第6条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

様式第1号（第3条関係）

まつばら しきょういっく いんかい どの  
松原市教育委員会 殿

じしゅうしつりようしんせいしよ  
自習室利用申請書

じしゅうしつ りよう じしゅうしつりようしんせいしよ  
自習室の利用について松原市民松原図書館集会室に係る自習室利用事業  
じっしよこうだい じよう きてい しんせい  
実施要綱第3条の規定により申請します。

	No.
りようねんがっぴ 利用年月日	ねん がつ び 年 月 日
じゅう しょ 住 所	
し めい 氏 名	
く ぶん 区 分	しょうがっこう ねんせい 小学校 年生 ちゅうがっこう ねんせい 中学校 年生 こうがっこう ねんせい 高校 年生 その他（ ）
び こう 備 考	

## ○松原市民図書館における電子書籍の利用に係る管理運営に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松原市民図書館が取り扱う電子書籍（インターネットを通じた利用が可能とされた電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）の利用に関することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 電子書籍（教育委員会が別に指定するものを除く。以下第4条までにおいて同じ。）を利用できる者は、松原市民図書館管理運営規則（昭和52年教委規則第2号。以下「規則」という。）第5条第1号又は第2号に該当する者のうち、規則第9条第1項に規定する図書利用カードの交付を受けたもの（以下「対象者」という。）とする。

### (利用申請)

第3条 電子書籍を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 氏名（ふりがな）
  - (2) 住所
  - (3) 生年月日
  - (4) 性別
  - (5) 図書利用カード番号
  - (6) 電話番号
  - (7) F A X 番号（F A X により申請する場合に限る。）
  - (8) その他教育委員会が必要と認める事項
- 2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請者に利用パスワードを交付するものとする。
- 3 第1項の規定は、申請者が利用パスワードを紛失した場合における利用パスワードの再発行の申請に準用する。

### (利用期間等)

第4条 前条第2項の規定により、利用パスワードを付与された者は、電子書籍を利用する際、当該利用パスワードを所定の手順に従って入力しなければならない。

- 2 電子書籍は、1人につき3点まで利用することができる。
- 3 電子書籍は、1回2週間まで利用することができる。ただし、他者の利用を妨げない限りにおいて、2週間を限度として延長することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、電子書籍の利用に係る業務の全部又は一部が休止されたときは、当該休止された期間は、前項の期間に算入しない。

### (業務の休止)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子書籍の利用に係る業務の全部又は一部を休止することができる。

- (1) 電子書籍の利用に係る設備の保守点検、更新等を行う必要があるとき。
- (2) 天災地変その他不可抗力により電子書籍の利用に係る設備が損傷したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が電子書籍の利用に係る業務を中止する必要があると認めたとき。

(実施の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、電子書籍の利用に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

この要綱は、平成28年1月20日から実施する。



## ○松原市民図書館ボランティア活動要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松原市民図書館（以下「図書館」という。）が行う業務に市民ボランティアが参加することにより、市民の生きがい意識を高めるとともに、地域の人材を活用し、市民と協働でより良い図書館サービスを提供するために実施する図書館ボランティア活動について必要な事項を定めることを目的とする。

### (活動内容)

第2条 ボランティア活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 絵本や紙芝居の読み聞かせ
- (2) 配架、書架整理
- (3) 図書館が行う各種イベントのサポート
- (4) 図書館資料の補修
- (5) 図書館内の飾り付け
- (6) 音訳、対面朗読
- (7) その他市民図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めるもの

### (ボランティアの登録資格)

第3条 ボランティアの登録資格は年齢が満16歳以上の個人又は市内で活動する市民団体とする。

2 市民団体に属する満16歳未満の者は、ボランティア活動を行うことはできない。

### (ボランティアの責務)

第4条 ボランティア活動を行う者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員と密接な協議のもとに、公平かつ平等な利用者サービスに努めること。
- (2) ボランティア活動中において、知り得た個人の秘密に関する事項を漏らさないこと。ボランティア活動を停止した後も同様とする。
- (3) ボランティア活動に当たり公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしないこと。
- (4) ボランティア活動中に政治活動・宗教活動及び営利に関する活動を行わないこと。

### (ボランティアの登録)

第5条 ボランティア活動を希望する個人又は団体は、松原市民図書館ボランティア登録申込書（様式第1号）に団体にあつては構成員の住所、氏名及び生年月日を記載した名簿（以下「構成員名簿」という。）を添付して教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、登録を受けなければならない。また、満16歳以上18歳未満の者でボランティア活動を希望する者は、松原市民図書館ボランティア登録申込書に加えて、保護者の同意書（様式第3号）を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の規定により松原市民図書館ボランティア登録申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは別に定める登録台帳に登録し、その旨を通知するものとする。

3 ボランティアの登録期間は、登録された日の属する年度の末日までとする。

### (登録内容の変更)

第6条 ボランティアに登録している個人又は団体は、前条の登録内容を変更する場合は、松原市民図書館ボランティア登録事項変更申込書（様式第2号）を委員会に提出して、登録を受けなければならない。また、団体構成員を変更する場合は、変更後の構成員名簿を添付するものとする。

### (登録の取消)

第7条 委員会は、ボランティアに登録している個人又は団体が登録の辞退を申し出たとき又は第4条に規定するボランティアの責務を遵守できないと認める場合は、登録を取り消すものとする。

(運用)

第8条 委員会は、第5条第2項の規定によりボランティアとして登録した個人に対し、活動の日時及び内容の一覧を記載した日程表を送付するものとする。

2 ボランティアとして登録を受けた個人は、前項の日程表にボランティア活動の希望日時を記入し、委員会に提出するものとする。

3 委員会は、前項の規定によりボランティア活動の日程表が提出された場合において、活動を依頼するときは、その旨を当該提出した者に通知するものとする。

4 ボランティアとして登録を受けた団体によるボランティア活動の日時及び内容については、委員会と協議の上、決定するものとする。

(研修等)

第9条 館長は、ボランティアに登録している個人又は団体に対し、図書館運営の基本的な考え方、利用者サービスに必要な技能等の研修を実施するものとする。

(会議)

第10条 館長は、必要があると認めるときは、ボランティア会議を開催し、ボランティア活動の状況について、意見交換を行うものとする。

(実施の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。



松原市民図書館ボランティア登録事項変更申込書

松原市教育委員会 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

連絡先電話 \_\_\_\_\_

下記の事項を変更したいので、松原市民図書館ボランティア活動要綱第6条の規定により下記のとおり申し込みます。

	変更後	変更前
団 体 名		
代表者氏名（個人にあつては個人の氏名）・生年月日	( 年 月 日生)	( 年 月 日生)
住 所	〒	〒
連 絡 先 電話番号等		
希望する活動内容		
氏名・団体名・団体 代表者名の公表		
電話番号の紹介		
変更予定 年 月 日	年 月 日	
備 考		

※ 変更のある箇所のみご記入ください。

※ 団体構成員に変更のある場合は、変更後の構成員名簿を添付してください。

年 月 日

松原市民図書館ボランティア登録申込書  
満16歳以上18歳未満の者の登録に関する同意書

登録希望者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の者が、松原市民図書館ボランティアに登録することに同意します。

保護者（登録希望者との続柄 \_\_\_\_\_）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

# ○松原市民プラネタリウム館条例

昭和55年4月1日条例第6号

## 松原市民プラネタリウム館条例

(設置)

第1条 本市は、プラネタリウムを用いて天体運行等を照写し、もつて市民が天体に親しみ、知識と情操を深める場を提供するため、プラネタリウム館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラネタリウム館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 松原市民プラネタリウム館
- (2) 位置 松原市田井城1丁目2番23号

(管理及び運営)

第3条 プラネタリウム館の管理及び運営は、松原市教育委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(観賞料の徴収)

第4条 プラネタリウム館で観賞しようとする者は、別表に定める額の観賞料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本市の設置する幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒が学校園教育の一環として団体で観賞するときは、無料とする。

(観賞料の減免)

第5条 市長が公益上の必要があると認めるときは、観賞料を減額し、又は免除することができる。

(職員)

第6条 プラネタリウム館に必要な職員を置く。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(昭和55年規則第20号で昭和55年7月5日から施行)

別表

	個人	団体(30人以上)
大人	100円	80円
小人(中学生以下)	50円	40円

# ○松原市民プラネタリウム館管理運営規則

昭和55年5月8日教委規則第4号

改正

昭和56年8月5日教育委員会規則第7号  
平成元年2月18日教育委員会規則第9号  
平成2年10月26日教育委員会規則第2号  
平成11年3月29日教育委員会規則第9号  
平成15年2月4日教育委員会規則第7号  
平成18年10月18日教育委員会規則第7号  
平成24年3月2日教育委員会規則第9号

## 松原市民プラネタリウム館管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市民プラネタリウム館条例(昭和55年条例第6号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき松原市民プラネタリウム館(以下「プラネタリウム館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 プラネタリウム館は、次の事業を行う。

- (1) 一般投映 一般市民を対象に、四季の天体現象や星座等を投映し、情操教育の充実を図る。
- (2) 学習投映 児童・生徒を対象に、宇宙・地球の起源・構造並びに天体運動を投映し、天文知識の正確性を図り、理科学習の向上を図る。

(観賞の申込み及び許可)

第3条 「プラネタリウム館」の使用許可は、第4項に定める場合を除き入場券の交付をもつて使用の許可とみなす。

2 条例第4条第2項の規定により無料で観賞するときは、当該学校園長によるプラネタリウム観賞許可申請書(兼許可書)(別記様式)を提出しなければならない。

3 条例第5条に規定する観賞料の減免については、次のとおりとし、これらのもの(個人使用を除く。)が観賞しようとするときは前項の例によるものとする。

- (1) 本市所在の公私立保育園及び私立幼稚園の園外保育で使用するとき。 全額免除
- (2) 障害者(必要な介護者を含む。)が使用するとき。 半額減額(団体又は組織の使用にあつては全額とすることができる。)

4 前2項の規定により観賞しようとするものは、観賞しようとする日の前日から60日前までに教育委員会に申請を行い、その許可を受けなければならない。

第4条 小人が団体で観賞するときの引率者は、団体料金の小人扱いとする。

(観賞できる定員)

第5条 1回の投映で観賞できる定員は100名とする。

(観賞者の遵守事項)

第6条 プラネタリウム館に入場しようとする者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 開演中の入場はできないので、必ず開演前には到着し、手洗いなどの用を済ませておくこと。
- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 他の見学者や解説者の迷惑にならぬように騒いだりむだ話しをしないこと。
- (4) 投映機等、機器・設備には一切手を触れないこと。
- (5) 体の不自由な人以外エレベーターを使用しないこと。
- (6) 特に指示されたり、緊急の場合以外投映中に館外へ出ないこと。
- (7) その他係員の指示したこと。

(開館時間)

第7条 開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、投映回数及び時間については別に教育長が定める。

(休館日)

第8条 プラネタリウム館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるとき

は、これを変更し、又は、臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
  - (2) 元日を除く国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 年末年始（12月29日から翌年1月4日まで）
  - (4) 毎月第3木曜日（プログラム作成及び職員研修の日）。
  - (5) 機器及び設備、保守点検日（年間10日以内）
- （施行の細目）

第9条 この規則に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（昭和56年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の松原市民プラネタリウム館管理運営規則の規定は、施行日以後の使用について適用する。

附 則（平成15年教委規則第7号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年2月15日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に改正前の松原市民プラネタリウム館管理運営規則の規定によりされた申請、許可その他の行為は、改正後の松原市民プラネタリウム館管理運営規則の規定によりされた申請、許可その他の行為とみなす。

附 則（平成24年教委規則第9号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）



プラネタリウム観賞許可申請書(兼許可書)

松原市教育委員会殿

住 所

学校園の名称

学校園長

印

松原市民プラネタリウム館管理運営規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

観賞年月日	年 月 日			
観賞時間	午 前		午 後	
	～		～	
観賞予定人員	大人	人	引率責任者氏名及び連絡先電話番号	TEL( )
	子ども	人		
観賞目的				
<p>上記申請のとおり許可しますので、当日は午前・後 時 分までにお越しください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">松原市教育委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>				

# ○松原市図書館適正配置等検討委員会規則

平成23年4月1日教委規則第1号

改正

平成26年8月12日教育委員会規則第18号

松原市図書館適正配置等検討委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市図書館適正配置等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本市における市民図書館の適正配置等に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 松原市民図書館協議会委員
- (3) 市民
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任された日から当該委員に係る第2条の所掌事項の審議が完了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部市民図書館において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月12日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

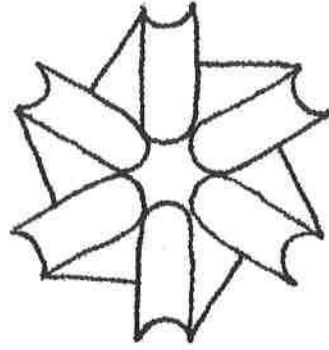
松原市民図書館活動報告 2018年度

発行 松原市民図書館 令和 元年8月

〒580-0044 松原市田井城 1-2-23

TEL 073-334-8060

FAX 072-330-1475



編集・発行 松原市民図書館